

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義):
児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究(研究分担者 山本恒雄)」

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011年版

取 扱 注 意

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン

2011年版

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄)
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班(研究分担者 庄司順一)

2011/3/30

- 本ガイドラインは現行法制下での実務を前提に作成されている。
- 本編はガイドラインであってルール(規則)ではない。各現場の実務においては、それぞれの機関の状況、社会資源の整備状況等を考慮し、本ガイドライン、別冊参考情報等を元に、より適合した実施ガイドラインを作成しても構わないと考えている。またこのガイドラインが提示する課題を、いくつかの段階に分けて目標実施することも考えられる。
- 本ガイドラインは、2010年試行版、37自治体を中心とした実務経験からのモニターフィードバック、各児童相談所への諸調査を元に作成された。ここに関係各位に深く感謝申し上げる。
- 被害確認面接の詳細部分については一定の研修・訓練を経た場合にのみ提供される。
- 初期被害調査面接の詳細部分についても一定の研修・訓練を経た実務者にのみ提供された部分がある。
- 本ガイドラインは2011年3月の時点の到達成果を示すものであり、今後の各地の実務経験、法制度の変更、研究調査情報等を反映して今後とも加筆・修正される性質のものとする。

2011/3/30

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」
児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄)
性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究班(研究分担者 庄司順一)

児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年

目次

はじめに:このガイドラインについて(v)

児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2011 年による対応フロー概要図(vi)

呼称、用語の確認(vii)

◆性的虐待の基本的理解(p.1)

1. 性的虐待の特殊性の理解(p.2)

◆性的虐待の発見(p.3)

2. 初期対応:性的虐待の発見(p.4)

[1] 性的虐待相談の発端(p.4)

1) 子ども本人からの相談(p.4)

2) 保護者からの相談(p.6)

3) 関係機関からの相談・通告(p.9)

4) 近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告(p.12)

◆性的虐待の疑いとは

[2] 性的虐待を疑わせる事柄とは(p.14)

1) 明らかな性的虐待行為(p.14)

2) 性的虐待行為の疑い 1(p.14)

3) 性的虐待行為の疑い 2(p.14)

4) 子どもの行動からの疑い(p.15)

5) 性的虐待の目撃・問題事実(p.15)

[3] 通告要件(p.16)

◆通告受理からの初期対応

3. 通告 (p.18)

[1] 通告の受理対応(p.18)

◆初期被害調査と初期被害調査面接(p.19)

4. 子どもからの初期被害調査 (p.20)

[1] 初期調査の焦点(p.20)

1) 初期調査における手順 (p.20)

【追加的事項】(p.20)

[2] 通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点 (p.21)

[3] 子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点 (p.22)

1) 子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聞く (p.22)

2) 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること (p.22)

3) 『二次的被害』の危険性に注意すること (p.22)

4) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること (p.23)

5) 子どもの年齢に応じて、話を聞く際の補助的道具(描画など)について(p.23)

6) 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること (p.24)

[4] 子どもへの初期被害調査面接の手順 (p.25)

- 1) 面接の時間設定 何時までに終えないといけないか (p.25)
 - 2) 面接の事前組み立て (p.25)
 - 3) 初期被害調査面接の実施内容 (p.25)
- ◆一時保護の実施(p.27)
5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応 (p.28)
 - [1] 一時保護の要否判断 (p.28)
 - 1) 基本的姿勢 (p.28)
 - 2) 子どもの安全についての調査と対応調査保護の判断・決定 (p.28)
 - 3) 子どもへの一時保護の告知 (p.29)
 - 4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認 (p.30)
 - 5) 子どもが被害を否認、あるいは開示撤回(告白撤回)した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認 (p.30)
 - 6) 子どもの一時的保護の時点で非加害保護者と接触する場合 (p.31)
 6. 子どもの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知 (p.32)
 - [1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場 (p.32)
 - [2]親権者・保護者への一時保護の告知 (p.34)
 - 1)一時保護の告知事項 (p.35)
 - 2)一時保護についての告知面接の留意事項 (p.36)
- ◆非加害保護者へのアプローチ(p.37)
7. 非加害者である保護者への関わり(p.38)
 - [1]非加害保護者についての基本的理解(p.37)
 - 1)子どもの支援者としての非加害保護者の重要性(p.38)
 - 2)第二の被害者としての非加害保護者(p.38)
 - 3)子どもの安全の責任者としての非加害保護者(p.38)
 - 4)非加害保護者の評価と支援(p.38)
 - [2]非加害保護者との初期接触での留意点(p.39)
 - 1)加害を疑われる人物とは分離した接点の確保(p.39)
 - 2)虐待の事実の告知と問題の認知状況、非加害保護者自身への評価(p.39)
 - 3)加害者との関係、加害者～受ける影響(p.39)
 - 4)今後の支援のための情報提供と協力要請(p.39)
 - 5)継続的な接触とサポートの提供(p.40)
- ◆虐待を疑われる人物との接触(p.41)
8. 虐待者・加害行為を疑われる人物との面接(虐待事実の確認・告知) (p.42)
- ◆一時保護所での援助(p.43)
9. 一時保護後の子どもへの援助 :被害確認作業まで(p.44)
 - [1] 一時保護後の子どもの反応と対応(p.44)
 - 1)初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り(p.44)
 - 2)個別の担当者の設定・定期的・定点的な担当者の面会によるサポート(p.44)
 - 3)性加害傾向児からの被害の阻止(p.45)
 - 4)解離性の性的表現への注意(p.45)

5) 黙っていられなくなる子ども(p.45)

6) 行動観察と援助ニーズの見極め(p.46)

[2]子どもの性的被害事実の確認に関する援助(p.47)

1) 性的虐待の被害(事実)確認面接設定へのサポート(p.47)

2) 身体医学診察の設定へのサポート(p.47)

◆被害(事実)確認面接の実施(p.49)

10. 子どもの性暴力被害についての被害(事実)確認面接(forensic interview)の実施 (p.50)

[1]forensic interview の定義と呼称、児童福祉における被害(事実)確認面接(p.50)

[2]forensic interview の実施、性的虐待の被害(事実)確認面接の設定と対象(p.51)

[3] 誰が被害(事実)確認面接を担当するか(p.51)

1) 職種(p.51)

2) 面接者とチームスタッフ(p.51)

3) チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件(p.52)

3) 面接者の性別(p.52)

4) 注意すべき特殊な例: 治療中、指導中の発覚対応について(p.53)

[4] 被害(事実)確認面接の目的は被害を追及し真実を暴くことではない(p.54)

[5] 法的立証性に焦点づけられた面接が確保すること(p.54)

[6] 被害事実の確認作業はそれに続く対応・対策の整備が欠かせない(p.54)

◆医学診察の実施(p.55)

11. 子どもの性的虐待についての身体医学的診察 (p.56)

[1] 身体医学的な診察(虐待認定のための診察)の理由と目的(p.56)

[2] 身体医学的診察と治療援助上の意味(p.56)

[3] 診察の対象事項(p.57)

[4] 診察を担当する医師(p.57)

[5] 子どもが妊娠していた場合(p.57)

◆周辺調査とソーシャル・ワーク(p.59)

12. 性的虐待通告事例における周辺調査とソーシャル・ワーク(p.60)

[1]性的虐待事例における2段階の周辺調査とアセスメント(p.61)

1) 通告を受理した直後の調査(p.61)

2) 子どもからの何らかの被害確認を取った後の調査(p.62)

[2]きょうだい・親族等への調査(p.63)

1) 同居家族への調査(p.63)

2) 同居していない親族等への調査(p.63)

3) きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点(p.63)

[3]法的対応への準備(p.58)

◆一時保護した子どもへの支援(p.65)

13. 一時保護した後の子どもへの援助: 援助方針の検討・決定(p.66)

[1]子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め(p.66)

[2]子どもと家族の接点 非加害保護者との接触(p.67)

1) 非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合(p.67)

- 2) 非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合 (p.68)
- 3) 非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合 (p.69)
- 4) 保護者以外の親族と子どもの接触 (p.69)
- 5) 虐待加害者の動向 (p.70)

[3] 子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント (p.70)

◆子どものケア (p.71)

14. 子どもへの援助の基本的視点 (p.72)

- [1] トラウマ性の問題と治療・ケア (p.73)
- [2] 低い自己イメージへの対処 (p.74)
- [3] 性的行動の再現性への対応 (p.74)
- [4] 正常な性的発達を促進する (p.74)
- [5] 子どもが抱く非加害保護者、家族、加害者への感情のサポートと長期の援助 (p.75)

◆保護者への対応 (p.77)

15. 保護者対応、指導・ケア (p.78)

- [1] 性的虐待が疑われる保護者への対応と指導 (p.78)
- [2] 非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ (p.80)

◆法的対応に関すること

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等 (p.82)

- [1] 子どもの分離保護と加害者排除の必要性 (p.82)
- [2] 被害調査、被害(事実)確認面接の記録の扱いについて (p.83)

17. 刑事事件としての取り扱い (p.83)

◆家庭内性暴力被害への対応 (p.85)

18. きょうだいに加害者の場合 (p.86)

19. 保護者・きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について (p.86)

◆他の相談対応中の被害発覚 (p.87)

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応 (p.88)

- [1] 他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応 (p.88)
- [2] 子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味 (p.88)
- [3] 子どもが施設入所中の場合の性的虐待の発覚対応 (p.89)
 - 1) 子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認 (p.89)
 - 2) 施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保 (p.89)
 - 3) 施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点 (p.89)
- [4] 子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について (p.92)
 - 1) 在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認 (p.92)
 - 2) 在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保 (p.93)
 - 3) 別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点 (p.93)

はじめに:このガイドラインについて

本ガイドラインは、性的虐待、子どもの家庭内性暴力被害への対応についての児童相談所における通告受理からの初期対応の実務に資することを旨として作成された。

児童相談所における性的虐待対応については、平成21年3月31日の厚生労働省通知によって改正更新された「子ども虐待対応の手引き」に実務上の留意点等が記載されており、これは現在の児童相談所の対応の基本を示している。本ガイドラインはこれに追加して、より具体的な対応の強化・充実を図ることを目指すガイドラインとして作成された。

本ガイドラインは平成21(2009)年に本研究班が作成したガイドライン試行版をもとに、平成21(2009)年9月から平成23(2011)年2月までの間に実施された合計37自治体でのモニターフィードバックや意見と情報提供、および全国児童相談所からのアンケート調査意見等を参考に作成した。

本ガイドラインは実務上の適用において以下の要件を前提として想定している。

- ① 本ガイドラインは2011年3月時点での情報提示である。実務においては、さらに各地の実施状況を踏まえながら、適宜、新たな課題整理、情報共有を通じて追加・修正・更新を続ける必要がある。
- ② 本ガイドラインは2009年試行版とこれまでの研究調査、各地での研修、実務現場の情報等をもとに、以下のように内容を区分した。

「基本的事項」 : 実務上、重要で基本的とみなされる要件を「基本的事項」とした。

「基本的事項」は実務において必須と考えられる内容であり、対応実施上、優先順位の高い要件である。本ガイドラインの大半部分を占める。

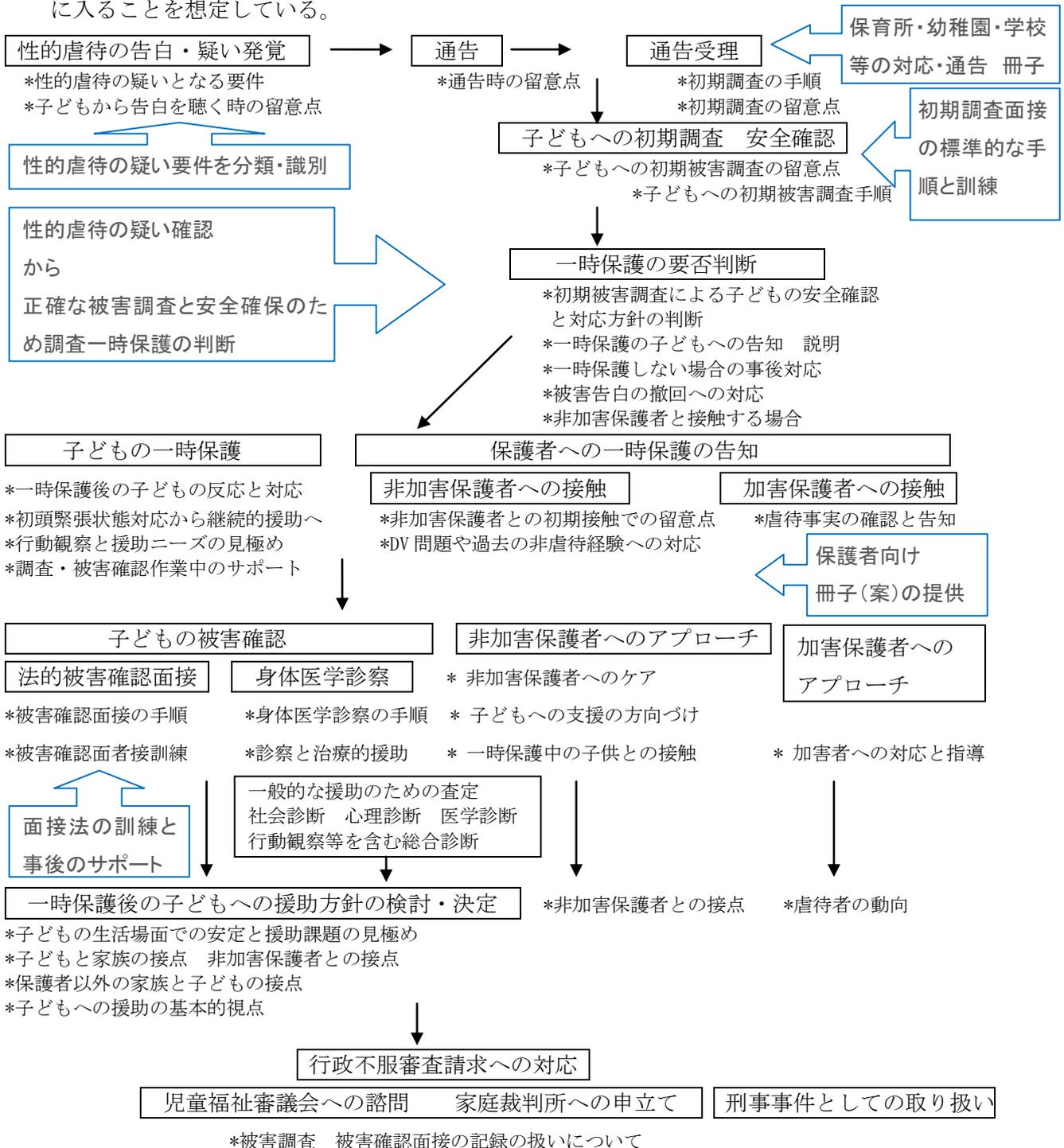
「追加的事項」 : 「基本的事項」の確認の上で、各現場の状況、社会資源、体制等の条件に照らして部分的な追加事項、実施については段階的な設定によって対応すべき要件等を「追加的事項」とした。

「参考情報(別冊)」 : 児童相談所の対応に関連する関係機関向けの情報や各現場からの質問や要請に応じて提供してきた資料・情報のうち、ガイドラインと共に提供することが有用とみられる情報を「参考情報」とした。なお、本ガイドライン作成にあたっては全国児童相談所を対象とした調査や各自治体で実施した研修時のアンケート調査等が重要な基礎資料となっている。これらについては各年度の本研究の研究報告書を参照されたい。(各児童相談所には送付)

- ③ 各自治体におけるガイドラインの実施体制の整備等については、それぞれの現場の実態に合わせた協議・確認によって進めることが必要である。本研究班の報告書においても呈示しているが、現場での情報共有や準備研修、面接トレーニングの実施、実務上のコンサルテーションや研修のフォローアップ、実施経過の振り返りと情報集約などについては、一連の一体的な作業によって各現場がサポートされることが望ましい。
- ④ 本ガイドライン策定に関する作業は、本研究班の活動期日:平成23年3月末で閉止する。
- ⑤ 以後の研修のサポートやフォローアップ体制等については別途の検討課題とする。

「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2011年」による対応フロー概要図

- 対応の概要図 事項の下の * の項目はガイドラインの代表的な項目を提示。
-  はこのガイドラインの特徴的なポイントや試行実施における研修などの情報を補足。
- これらは標準的なガイドラインの手順である。
- 実施にあたっては各実施場所において実務的な手順の確認、必要な追加・修正を行った上で実施に入ることを想定している。



補足

きょうだいが加害者の場合の課題

別件で施設入所中や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応

呼称、用語の確認

本手引きにおいては概ね以下のように呼称、用語を確認し使用する。

1) 子どもの被害に関する記述

① 家庭内性暴力被害、及び、家庭内性暴力被害の疑い

初動対応をはじめ、家庭内での性暴力からの子どもの安全とその対策に焦点化した対応を取り扱う際の概念と呼称。法的な定義における加害者の特定による「性的虐待」、保護者・監護者の「ネグレクト」、その他の「性犯罪被害」に分類する前の段階、あるいはより全般的・一般的呼称として用いる。

② 性的虐待、及び、性的虐待の疑い

児童虐待防止法第2条の規定による性的虐待、およびその疑いを指す。

ただし、一般的にはより広義の①に類する事柄を含めて性的虐待と呼ぶことがあり、これは児童虐待防止法第3条の規定によって、より広義の子どもの性暴力被害を性的虐待と呼ぶことも許容されると解される。児童相談所現場での言葉の使用として、性的虐待を児童虐待防止法第2条の規定に厳密に従うなら①と②を使い分ける必要がある。

③ 性犯罪被害、性的暴力被害 およびその疑い

①、②に当たらない、明らかな第三者による性暴力被害は性犯罪被害と呼ぶ。ただし、監護責任者の子どもへの保護責任が伴うような家庭内での性暴力被害や加害者の特定が無い状態での誰かからの子どもの生活圏内での性暴力被害は①に類する被害として児童福祉法上は扱うことも想定される。また、子どもへの性暴力被害全般を性的虐待も含めて性犯罪被害や性的暴力被害と呼ぶこともある。なお性犯罪被害については田口(2009)による「性犯罪の定義」*に基づく性犯罪の被害者とする。

*田口(2009)による性犯罪の定義

「性犯罪とは、身体的かつまたは心理的な性的被害を与える行為であり、被害を受けた人がその被害を認識する必要はなく、加害者に性的な目的があれば行為自体に性的内容がともなう必要もない。」

(田口真二 2009 性犯罪の行動科学 北大路書房 p.2)

本手引きでは原則的に「性的虐待」「家庭内性暴力」を主たる用語として用いる。厳密に意味を使い分ける必要がある場合には①～③の原則に応じて言葉の使用に配慮しているが、上記記述にもあるように、一般的な使用法には相互の広義・狭義の重複があり、常に厳密に使い分けが通用しているわけではないので、ある範囲内での柔軟な使用を許容している。

2)子どもの性(的)暴力被害に関する調査面接、事情聴取の分類と呼称について

ガイドラインの各部分でその分類と呼称の詳細が記載されているのでここではその呼称区分の概要のみ提示する。

- ① 被害調査面接
通告に続く児童相談所の初期対応で家庭内性暴力被害の疑いを確認し、子どもの安全確保と調査のための一時保護の可否を判断するための面接。本ガイドラインで新たに定義しその区分と手法を提案する。
- ② 被害(事実)確認面接
児童福祉法上の子どもの保護、親権に対する分離介入の必要性に関する、性的な被害事実の確認のための法的な立証性に配慮した事情聴取面接。欧米での forensic interview の児童福祉領域での適用に当たり、基本的にその手法を適用する。ただし、ビデオ録画やチームによるバックアップ等を含めた詳細は日本では未確立であり、技術訓練についても個別的な民間のいくつかの試みに限られている。これまで「司法面接」と訳され、呼ばれてきた経過もあるが、今回のガイドラインの策定において、「(法的)被害(事実)確認面接」と定義し、その区分と手法の確立を提案する。
- ③ 司法面接 (forensic interview)
今後、警察・検察が事件捜査として被害・加害の事実確認、法的な立証性において forensic interview の手法に従った面接を実施する場合を想定した呼称。実際の刑事捜査においては欧米の forensic interview が条件とする1回きりの面接や児童福祉機関との合同実施、録画とワンウェイ・ミラー越しのチームバックアップなどは現行体制では要件となっていない。この区分と名称は、本ガイドライン独自の分類提案の段階である。
- ④ 医療診察における問診
法的な立証性を確保した、子どもの性暴力被害の医療診察が欧米では専門領域として確立されている。日本では子どもへの問診を含む手法は未確立である。
実務上はいくつかの児童福祉現場で性暴力被害についての医療診察が実施されており、これを刑事捜査上の証拠保全を含む診察と統一すべきか、児童福祉領域の問診・診察とすべきかについては未整理だが、子どもへの医療診察とそれにおける問診が重要な課題であることは明らかであるため、本ガイドラインでは医療診察における問診を医療診察における forensic interview にあたる領域として区分して取り上げた。

性的虐待の基本的理解

性的虐待が他の虐待と異なっている特徴について

1. 性的虐待の特殊性の理解

【基本的事項】

性的虐待は以下の点で特殊性が認められ、他の虐待と異なる。

- ① 加害者が養育者に限定されず、子どもの生活圏内の多くの人物に加害者としての潜在的可能性がある。またその動機が加害者の欲望の満足、被害者に対する搾取にあり、性犯罪との連続性がある。^{*}
- ② 子どもの被害の発見が困難であり、発覚する件数よりはるかに多数の虐待が実態として潜在しているとみられる。性的虐待はしばしば当事者だけが関与する事態で、被害に遭った子どもの告白・証言による以外、他の人間が事実を知ること、発覚する可能性が低く、目撃や客観的証拠性が乏しい。
- ③ 子どもは加害者からの心と体への支配・操作、進行する支配関係に取り込まれ、また繰り返されるトラウマ体験から「自分はどのようによいか分からない」状態に陥っていることが多く、また「被害認識」よりは「家族に隠れて悪事をなしている悪い子」との認識に陥っていることが多い。^{**} 従って些細な兆候の発見から関与・解明を即座に開始しなければ、虐待事態の確認及びその阻止が困難である。
- ④ 性的虐待は被害者の親密性や愛着にかかわる安全感や自己評価、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、神経学的にも損傷を生じることが指摘されてきている。心身のダメージは後の人生における各段階において、繰り返し、心的外傷性のダメージを持続的に与え続ける。そのために被害者の成長・発達、対人関係、社会適応や人格成熟へのダメージが極めて深刻である。
- ⑤ 性的虐待は長期にわたる隠ぺいと進行性の経過をとり、加害者から被害者への口止めや脅し、マインド・コントロール、愛の表明や共犯関係としての教唆・強要、周囲の人間への被害告白が出た時の信用性を失わせるような情報工作等がみられ、他の虐待に比べて犯罪的な加害認識と加害—被害の支配関係の構築やマインド・コントロール、周辺への情報工作が頻繁に認められる。
- ⑥ 被害の事実確認においては法的な立証性・客観性に配慮した事情聴取、身体診察、周辺調査が必要となる。ただし刑事訴訟法上の立件要件を満たすことは難しく、子どもの安全を守るためには刑事的対応によって加害容疑者を子どもの生活圏から排除する前に、児童福祉上の判断と介入が必要である。
- ⑦ 加害者はしばしばその生涯に多数の被害者を生むか、生涯にわたって被害者を追跡する危険性が高い。加害者と被害者の関係性における問題は修復することが困難で、虐待行為を否認する場合はもとより、加害者が加害行為を認め反省を示したとしても、加害の再発・子どもの再被害の危険性は極めて高く、加害者を含めた家族の再統合は極めて困難で、原則的には不可とすべきであると考えられる。

* 法律上は児童虐待の防止に関する法律の定義によれば、保護者や現に子どもを監護する者からの性的暴力が性的虐待と定義されるのに対して、その他の家族や親族・知人等からの子どもへの性的侵害行為については、子どもを守れない保護者のネグレクト問題として扱われる。しかし子どもの身に起こった被害の観点、子どもの性暴力被害の発見と保護の困難性と子どもの安全を守る観点から、性的暴力被害については、その対象を広くとって対応範囲としなければならない。

** これらの状態は「性的虐待順応症候群(Summit 1983)」や「トラウマ生成の4つの力動(Finkelhor 1986)」として説明されてきているが、無力化と孤立化、自他への信頼感が持たず、自身の感性を信じることを肯定することができないなどの状態にあることが多い。

性的虐待の発見

誰からの相談・通告か 性的虐待相談の発端

2. 初期対応:性的虐待の発見

【基本的事項】

性的虐待相談の発端の大半は子どもの告白を聞いた人物・組織からの通告による。次には子どもの親族、非加害保護者から、そして中には子ども本人からの相談という場合もある。いずれの場合にも情報は曖昧でデリケートな扱いを要し、その初期対応が極めて重要である。

[1] 性的虐待相談の発端

1) 子ども本人からの相談

◆本人の確認と特定

相談に来所した子どもが、誰であり、どこに住んでいるか、所属、今日はどこから来たのか等、本人を特定する情報を確実に把握すること。情報は直ちに裏付け調査によって確認することが重要である。

◆なぜ本人が相談に来たか

性的虐待相談で、子ども本人からの相談は電話による場合を除くと稀である。本人から直接児童相談所に相談があった場合、よほど切迫した事情があるか何らかの危険を感じていることを想定して対応することが必要である。もちろん切迫した事情は何も性的被害だけとは限らない。

◆子どもの恐れ

性的虐待を受けてきた子どもは相談することに戸惑いや迷い、不安を抱いており、またしばしば自分自身に対して強い罪悪感を持っている。また自分が話すことを相手に理解してもらえない、信じてもらえない、あるいは相手から非難されることを恐れている。また虐待者や家族を裏切っていることを告白したことで自分が罰を受ける、家族の深刻なトラブルとなり、自分のせいでそうなったと非難されることを強く恐れている。子どもはそうした恐れを口には出さないのが、対応者はそのことを含んで子どもを安心させるように配慮することが必要である。

◆子どものおそれ・不安への対応

事態に向き合おうとする子ども自身が途中で混乱してしまったり、対応者の質問がトラウマの活性化をもたらしたりして、相談の途中で子どもがパニックに陥ったり、解離が起こったりすることがある。

対応する者は子どものこうした切迫した状況を想定して、できるだけ穏やかに、そして強い感情反応や刺激を子どもに与えないように注意しながら、子どもが自分のペースで話せるように、また、話のペースを速めたり、内容の明確化に進み過ぎたりしないように配慮することが必要である。

もしも子どもが強い不安を訴えたり、泣き出したり、冷静でいられない状態を示した場合には、子どもの安全を図り、子どもの不安を受けとめてなだめ、子どもが冷静になるまで静かに待つことが重要である。精神科の援助が必要だと判断される場合には医師や嘱託医に指示を仰ぐこと。

◆情報の法的な立証可能性への配慮

会話のやりとりや子どもの発言は、後に法的な立証性に関わる情報である。対応者は子どもの年齢や理解力によって、性的虐待の受け止め方や理解の仕方が異なることに配慮し、子どもの話す言葉づかい、表現を慎重にそのまま使い、省略や要約・解釈によって、まだ子どもが話していない内容や表現を先に発言してしまうとか、質問してしまうなど、子どもの自発的な発言内容を誘導することになってしまう発言や質問を避ける注意が必要である。情報聴取の基本原則は初期調査面接段階に準じて扱う。

◆子どもの相談から性的虐待被害が疑われたら

【基本的事項】

子どもの話す内容から、性的虐待、性暴力被害を疑わせる情報があると判断される場合、まず子どもの安全の確保が最優先されなければならない。基本的には加害者・関係者との一時的な接触遮断と調査のための一時保護が必須である。

多くの場合、子どもは自分が話したことでその後の本人や家族にどんな影響があるか心配している。対応者は、まず、子どもがよく勇気をもって被害の開示をしたことを、「よく話してくれたね」「勇気がいったでしょう」「あなたの話してくれたことはとても大切なこと」と子どもの告白を信頼し、認めることが重要である。

続けて、子どもの安全を守る必要があり、そのためには子どもの身柄の安全を確保した上で、保護者や虐待者と児童相談所は話し合わなければならないこと、これからどのように本人の安全を守るか一緒に考えていくことなど、子どもの安全に焦点づけたアプローチについて、子どもの主体性を尊重しつつ、安心させるメッセージを伝える。ただし、保護の要否判断は児童相談所の判断であり、子どもの意向を判断に関与させないようにすることが重要である。

【基本的事項】

2) 保護者からの相談

子どもの性的虐待相談のうち、非加害の保護者からの相談はかなりの客観的な事実が認められている相談が多い。ただし、相談の中心は、「私はどう対応したら良いか」という保護者の対応上の悩みである。中には既に虐待者からの接触を遮断した状況を確認して子どもを守り、相談に訪れる保護者もあるが、多くはまだ加害の疑いのある同居人が家庭内かその近辺で子どもに接触できる状態での相談が多い。保護者のショックを受けとめ、以後の相談関係と子どもへの支援の役割を非加害保護者にとってもらうことは極めて重要な課題である。しかし、それ以上に子どもの安全確保と子ども自身からの正確な事情聴取が次の重要課題であり、そのために保護者の協力を得ることが重要である。

◆子どもの所在と保護者の特定、確認

保護者の氏名・住所、子どもの氏名・住所を確認し、調査によって子どもの特定、所在確認をする。

◆保護者はショックを受けている

保護者からの相談の場合、何らかの子どもへの性的虐待を発見した保護者は、何よりもそのことにショックを受けていることをよく理解しておくことが重要である。

◆保護者が非加害者の場合

保護者が非加害者の場合、保護者は子どもから告白されたり、家庭内での虐待場面を目撃したり、何らかの虐待行為をうかがわせる事実を発見して驚き、混乱した気持のまま来所していることが多い。

加害者が相談者のパートナーの場合、非加害保護者は自身が加害者と子どもに隠しごとをされ、裏切られてきた被害者でもあると同時に、そのわが子を守らなければならないと思う親でもあるという2つの状況に同時に直面している。加害者が親族や知人の場合も類似した状況がある。加害者が子どものきょうだいの場合には、共にわが子である加害者と被害者をどう扱ったらよいか困惑している。

◆保護者のショックへの対応

保護者への対応でまず重要なことは保護者の驚きやショック、怒りを正当で正常な反応として受け止めることである。子どもの身に起こったかもしれない被害については、それを信じたくない、事実を受け入れたくないという気持ちになることや、どうして子どもがもっと早く自分に打ち明けてくれなかったのかといった気持ちについても理解を示すことが重要である。同時に子どもの安全のために保護者が心配して相談に来所したことは極めて適切で正しい行動であることを支持することが重要である。

◆正確な事実の聴き取り

具体的に保護者が把握した情報を正確に聴き取ることが重要である。保護者は混乱しており、自分のとった行動、見聞きした事実、自分と子どものやり取り等をなかなか正確に再現できないことがある。保護者の戸惑いやショックを受けとめた上で、できるだけ保護者から冷静かつ客観的に、正確な情報を聴取することが重要である。これは初期被害調査と同等の重要な情報の取り扱い課題でもある。

保護者が何らかの客観的証拠(画像やメール、メモや手紙等)を持参した場合には、その写しをとることや、本体の提供を得て証拠の保全を図ること。

【基本的事項】

◆子どもの安全確保と接触の導き手となってもらう

相談に来所した保護者は子どもの所在がどこにあるかによっては、できるだけ早く子どもの安全を確保し、子どもと直接接するのためのサポートができる重要人物である。さらに子どもを加害者からの再被害から守り、児童相談所が子どもの身に起こったことを把握し、必要に応じて子どもを安全に保護するためには保護者の協力が重要である。

◆子どもの安全とサポートの協力者となってもらう

以後の長期の援助において非加害保護者の援助は被害に遭った子どもの回復において最も重要な要素となる。しかし、保護者は加害者との関係整理が難しく、またしばしば虐待者が虐待行為を否認することから非加害保護者は子どもの告白よりパートナーの言い訳を信じてしまいがちである。併せて保護者自身としてのダメージ、家族を守る必要性からも家族の現状維持を選択する可能性も高い。こうした課題を超えて被害児へのサポーターになってもらえるかどうか重要な課題となる。

◆今後の対応のための情報提供と今後の援助関係への見通し

当惑しショックを受けている保護者への最初の対応で、できることは限られる。非加害保護者をサポートし、被害を受けた子どもへの援助のパートナーとなってもらうためには、たくさんのしなければならないことがある。

まず保護者のショックを和らげ、正確な情報を聴取し、子どもの安全を確保することが最優先する。性的虐待の複雑な課題と今後の問題については、非加害保護者のための冊子を用意して初期から提供できるようにしておき、非加害保護者の重要性を含め必要に応じて確認してもらうようにする。

◆最短時間で子どもとの安全な接触と安全確保

子どもとの接触は、その当事者とのやりとりにおいて確認される状況下において、最短時間で接触できることを目指す。子どもとの接触は子どもの安全に配慮して設定する。またその上で最善の安全確保を図ることが必要となる。

◆DV 問題への配慮

性的暴力の問題はしばしば DV 問題、あるいは表面化していない DV 的關係の中で発生していることがある。母のパートナーとの関係に DV 問題あるいは DV 的關係がある場合、子どもへの介入が同時に母とパートナーとの関係に大きく波及することがある。子どもについての状況把握において、母の DV 問題の可能性についても注意して事情聴取することが重要である。

【基本的事項】

◆保護者の養育見解に問題が感じられる場合

保護者が子どもの性的虐待問題で相談に来所してはいるが、本人自身も養育における不適切性を示している、あるいは性的に不適切な養育者・保護者である場合がある。

ポルノを子どもに見せることや、自分の性行為を子どもの前でも隠さない、あるいは家庭内で裸でいることや、思春期に近い異性の子どもと入浴する、あるいは思春期に近い異性のきょうだいを同じ部屋で寝かせていることなどを不自然と思わない保護者が、子どもの被害を発見して相談に訪れることがある。

性暴力被害の発生に保護者自身の養育姿勢の問題が関与している可能性があるのだが、多くの場合、本人はその不適切さを十分には自覚していないし、話を聞いていく中で初めてそうした状況が明らかとなってくることもある。

こうした場合、当初の対応としては、保護者のショックや戸惑いを受け止め、相談に来たことの適切さを認めて、子どもの安全確保と事実確認についての協力を依頼することが重要である。いきなり保護者の養育態度を責めたり、非難してしまわないことが重要である。

子どもの安全についての保護者の判断基準が異なることから、子どもの安全についての見解の相違が明らかとなった場合、相談来所したこと以外の点で保護者自身の判断の不適切さが課題となる。こうした事案では、子どもの安全確保や事実調査に関して相談している保護者と児童相談所の見解が異なり、子どもとの接触、確実な安全確保が難しいことが多い。

児童相談所は子どもとの確実な接触のために疑問のある見解に表面的に同意・迎合してしまったり、逆に見解上の相違について過度に対決的な議論を避け、まず正確な事実確認と子どもとの接触を優先することが重要である。

◆初期対応における子どもとの接触と安全確保に関しては妥協しない

性的虐待に関する子どもとの直接接触と安全確保は、何が起きているかの確認と再被害の阻止のために欠かせない。子どもと加害者の接触の可能性、子どもの家族や親族関係者の複雑な情緒的反応に子どもが接触している状況では、本人からの正確な事実確認・事情聴取はできない。従って、子どもの安全確保と確実な事情聴取のためには、いったん子どもを安全に保護して関係者からの影響を受ける可能性を遮断することが必要となる。この条件については関係者と妥協しないことが重要である。

例外的に子どもを環境から分離しなくても調査が可能と判断されるのは、非加害保護者が加害者や関係者との接触を完全に遮断できる未知の遠方に移動するとか、シェルターに保護されるなど第三者による客観的で確実な安全管理下にあつて、加害者たちとの関係を完全に絶っていると信頼できる状況が確認される場合で、かつ、子どもの周囲の人間が、子どもの被害事実に関し強い不安や恐れ、疑念を感じていたり、被害事実を知ることに関し抵抗したり、子どもとの関係が不安定になる恐れが無い場合である。

【基本的事項】

3) 関係機関からの相談・通告

◆ 関係機関の職員が子どもからの性暴力被害の告白を聞くということ

性的虐待相談の発端は本人からの告白を聞いた人物や組織からの通告によることが多い。

本人の告白は個人的な打ち明け話や秘密の仄めかしといった形をとることが多い。その表現や情報には曖昧さがあり、それを聞いた人物の抱く印象や反応もまた様々である。多くの場合、子どもの告白を聞いた人たちは、真偽を確かめることが難しい何かとても深刻な、よくないことが進行しているかもしれないことを察知する。しかしそのことを公的機関に知らせて明るみに出すことは間違いなく関係する人々の間にスキャンダルを引き起こすだろう、ということを知る。

性的虐待、あるいはもう少し広範囲な性的搾取としての性暴力被害に遭っている子どもは、心と体を自分の意思に反して他者に支配されコントロールされる侵害状況に置かれ、しかもその事実を周囲から隠ぺいすることを加害者と共有させられて来ている。周囲に対する罪障感や無力感、事実が明らかになった際に起こることへの恐れも強い。

これらの事態の背景には「沈黙の共謀(Butler,S.1978)」と呼ばれる強い圧力構造がある。すなわち ①加害者が強い沈黙、②被害者が守る沈黙、③社会が培養する沈黙 である。これらの沈黙が成立しているのは、個人や社会にタブーである性問題に関する意識的、無意識的、あるいは文化的、社会的な暗黙の規制や抑制、恐怖や嫌悪感を含む無言の圧力が存在しているからである。性暴力問題に対応する者はこれらの沈黙を破るための自覚的な努力が必要である。

対応判断は「子どもの安全の確保」すなわち「子どもの最善の利益の保障」の観点から行われる必要がある。多くの事例では即日の通告と対応が原則的に必要となる。

◆ 組織通告の課題

日本の現状では子どもの所属機関における通告は、個人でなく、組織として通告することが原則化されている。そのため、性的虐待に関しては上記の③社会が培養する沈黙 の圧力と無関係ではあり得ない。組織通告の原則においてはこの点をよく吟味して体制を確認することが重要である。*)

*) 保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等については別に冊子を作成しているので、その内容も参照し、児童相談所として関係機関に情報提供して共通の対応体制を確認することが必要である。

【基本的事項】

◆機関からの通告受理対応

学校教員など関係機関職員から相談や通告を受けた場合、機関としての通告か個人からの通告か確認して、まず窓口を一本化することが重要である。

子どもの情報確認、本人特定の調査を開始すると同時に、子どもの所在を確認し、子どもの現状を確保して安全に保護できるなら、まず子どもを目立たないように安全確保することを依頼する。また情報管理の範囲を限定することと通告時点以降、子どもへの聴き取りをそれ以上行わないように依頼する。

◆通告者との接触

子どもからの告白を聞いた人や、子どもの様子から性的虐待を疑った人に直接会い、事実を確認する。その際、性的虐待問題はデリケートな情報であるため、その事実を知っている人を限定し、情報管理について取り決める。

中には子どもの告白を聞いても性的虐待の事実については半信半疑である人がいることに留意し、わが国でもこうした性的虐待の発覚が増えていること、そうした告白を子どもがしたこと重大性、調査の重要性を伝える。

児童相談所が今後どのように動くかについての不安を感じる場合も多いので、今後の対応の見通し、法的な責任の所在関係について説明する(子どもの安全に疑いを感じたらその機関は通告義務がある。その後の調査と子どもの安全確保の判断は児童相談所の権限であり、通告機関はこれに協力義務があるが判断の責任は負わないこと等)。

子どもの告白が具体的な性暴力被害事実を含むのかどうか確認することも重要である。子どもが何らかの被害の疑いに関する話を話している場合には直ちに子どもとの接触を設定する。被害告白が無い場合は、何らかの客観的な証拠がない限り、調査による状況把握を続けることが原則となる。

◆子どもとの接触と通告機関の協力

通告を受けた児童相談所は通告者に直接接触して状況把握すると共に、子どもとも直接接触して初期調査を行うことが必須である。これには通告機関の協力が重要となる。子どもの身柄の安全な確保と、静かに周囲に知られずに面接できる場所の設定を依頼する。

子どもの告白を聞いた職員や責任者である管理職から子どもに「あなたがお話ししてくれたことはとても大切な話で、私たちもあなたを守りたいと思っている。だから児童相談所というあなたの安全、安心について一緒に考えてくれる人たちに相談した。今、その人達が、とても大切なことだからとあなたに会いに来ている。あなたからお話を聴きたいと言っているのでお話をして」など、その場の状況を子どもが理解できるように説明する必要がある。

これらの手順とタイミングは予め通告直後のやりとりで通告機関と具体的に話しあい、その手順を細かく確認しておくことが重要である。通告者は概ね子どもの告白にショックを受け、戸惑いを感じているので、こうした具体的な対応を明確にすることで安心感が増し、安全な対応の流れを作ることができる。

◆子どもがいったんは関係者に告白したものの児童相談所の調査では話すことを拒んだ場合

子どもが関係者にはいったん何らかの告白をしたが、児童相談所の調査で話すことを拒むことは時々生じる事態である。また年長児の場合、被害事実については話をするが、保護や介入を拒む場合がある。こうした場合には、子どもの安全についての総合的な状況評価を行い、強制的な介入保護を行うか、まず子どもの安全確保について子どもと話し合い、継続的に接触を続けるか選択する。継続的な接触を行う場合には、関係機関の協力が欠かせない要件となる。

4) 近隣、親族からの相談・通告、直接子どもに関わる人からの相談・通告

【基本的事項】

◆ 事実情報の確認

近隣、親族、習い事の先生、子どもの友人の保護者など、子どもに直接関わる人で特定の組織としての通告にならない人から相談や通告があった場合、通告者や子どもの話を聞いた人物の特定確認と、子どもと家族を特定できる情報の確認、子どもが話していることの具体的な事実確認が重要である。可能であれば、通告者や子どもの話を聞いた人と直接会って事情聴取する。子どもの所在が確認されており、子どもの安全確保が必要と判断される場合には緊急保護を検討する。

◆ 通告者に関する法的な守秘義務について

子どもの関係者からの個人の通告の場合、誰が通告したか、家族や虐待者に知られることを通告者が不都合に感じたり恐れたりすることは当然である。通告者の個人情報には法律によって守られており、決して児童相談所からは漏れないことを保証すると同時に、子どもの安全確保においても通告者が特定され、以後の通告者の安全を損なったり、協力が得られなくなったりするような事態をどうして防ぐか検討しなければならない。通告者と子どもに共通する所属場所がある場合には、その所属からの機関通告として対応することが可能かも検討する。

◆ 通告の正当性の保障

個人通告の場合、特に通告者は通告して良かったのか、自分は正しいことをしたのか、と自問自答するのが常である。また通告以後の対応内容については、当事者の相談情報についての守秘義務が生じるため、通告者にはつぶさに報告できない。こうした事情を考慮して、通告者には接触当初から、通告の正しさを伝えておくことが重要である。また以後の展開については詳しいことは話せないが、「通告によって子どもの安全が確保され、対応が進んでいる」とか、「残念ながら、子どもの安全は充分でなく、また何かあれば教えて欲しい」等のフィードバックと共に、「子どもの為に通告してくれたことは良かった」と明確に言葉を返しておくことも重要である。

性的虐待の疑いとは

どんなことがあれば性的虐待の疑いとなるか

【基本的事項】

[2] 性的虐待・性暴力被害を疑わせる事柄とは

子どもからの発言、あるいはその他情報から性的虐待・性暴力被害あるいはそれを疑わせることとは概ね以下の事柄である。

1) 明らかな性的虐待・性暴力被害

明らかな性的虐待行為にあたること(子どもの安全への侵害行為 性的搾取行為)

- ① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる 口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など。
- ② 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆。
- ③ 性器や性交を子どもに見せる ポルノ情報を見せる・聴かせる 目に触れるところに放置する。
- ④ ポルノグラフィーとなり得る画像等の被写体などにして記録を作成する

2) 性的虐待・性暴力被害の疑い 1

性的虐待を疑わせること(直接的な性暴力被害の具体的告白は無いが、何らかの性被害を疑わせる発言)

- ① エッチなことをしてくる。
- ② 体を触りにくる 体を触られる なでられるのがイヤ なめたりする 等の不快接触。
- ③ 体を触らせられるのがイヤ。
- ④ お布団に入ってくる。
- ⑤ 服を脱がされる 裸にされるのがイヤ (場面不明で)。
- ⑥ キスをされるのがイヤ。
- ⑦ 息を吹きかけられる(フウ〜ツ とかハア〜ツ 等とされる)のがイヤ。
- ⑧ エッチなビデオ DVD を観せられる 横で観ている 音が聞こえる。
- ⑨ 抱きつかれるのがイヤ くっついてくるのがイヤ。
- ⑩ 写真撮られる 映されるのがイヤ (場面・内容不明で)。
- ⑪ (子どもの見ているところで)エッチしている 見せられる。
- ⑫ (性交渉とは限らないが)エッチなこと、ところを見せられる。

3) 性的虐待・性暴力被害の疑い 2

本人にとって、何らかの性被害が発生している疑いのある発言・相談(性的虐待の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること)

- ① 異性の保護者がお風呂に入ってくる 一緒にお風呂に入る(年齢要件 子どもの違和感を考慮)。
- ② 風呂で体を洗われる 相手の体を洗う(内容不明確)。
- ② 年長の異性が裸でうろうろする 性器が見えている。
- ③ 裸をのぞかれたり(風呂やトイレ、着替えなど)、お風呂をのぞかれる(疑いを含む)。
- ④ 下着を触られる 盗まれる(疑いを含む)。
- ⑤ 部屋をこっそりのぞかれる 子どもの衣服・持ちものをこっそり触りにくる 持ち出す(疑いを含む)。

【基本的事項】

4)子どもの行動からの疑い*)

子どもからの告白は認められないが、何らかの性被害が子どもに生じていることが疑われるような問題行動。

- ① 子ども自身が露骨な性的行為を遊びとして他の子どもや大人に仕掛ける(正常な発達としての性的な遊びから逸脱した行為)。
- ② 過剰で強迫的なマスターベーションを時には人前でも行う(ストレス性の問題による場合もある)。
- ③ 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現。

5)性的虐待の目撃・問題事実

子どもからの告白は無いが、何らかの子ども性の被害を目撃、あるいはそれに代わる証拠についての報告。介入的対応の判断としては当事者の否認でも覆らない程度の情報があるかどうか評価する。

- ① 何らかの性加害—被害場面や行動・行為の直接目撃(行為そのものの目撃でなくとも、明らかに異常な事態をうかがわせる場面の目撃も含む)
- ② 加害者の携帯電話やパソコン、ビデオカメラに子どものポルノ画像がある
- ③ 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染

性暴力加害が疑われる者は保護者、きょうだい、その他の同居人、親族、知人など広範囲にわたり、児童虐待の防止に関する法律の定義範囲ではカバーしていない性暴力加害者も含まれる。いずれの事態においても、子どもの身に起こっている安全の問題を起点とし、子どもの安全を確保、正確な事実調査、被害の阻止とケアの開始を講じることを原則とする。

*)子どもの行動上の問題から性的な問題が子どもの身に生じている、あるいは何らかの性にまつわる被害経験の関与が疑われる状況はここに呈示したこと以外にも多くある。これらの問題は虐待問題や子どもの被害として通告されるよりも、子ども自身の性格行動上の問題や反社会的な非行問題の相談であることが多い。これらの問題行動の背景に性的虐待や性暴力被害が潜在している危険性を相談機関は十分に認識し、適切な対応をとることが重要である。実務上の対応としては、これらの問題は通告対応となるよりも、原則的に問題背景の事情聴取、関係者への調査から対応が開始される場合が多い(13を参照)。

◆通告要件

性的虐待に限らず、虐待の通告は「虐待を受けたと思われる者」を発見した場合、通告することとされ、「虐待の疑い」があれば通告することが明記されてきた。従って性的虐待の場合、上記1)～3)、5)等の情報があればその多くは通告要件を満たしており、通告されるだろうと想定される。

ただし、組織通告についてはそれだけではなかなか通告されていない実態があるように見受けられる。これには p.9 の「◆組織通告の課題」で述べたような社会的、あるいは文化的な圧力によるためらい、ジェンダー・バイアスによる否定的見解等の課題がしばしば認められるが、より共通して、組織の通告をためらわせているハードルに「虐待の疑い」という「虐待」の言葉の存在がある。

そもそも虐待の疑いの通告では通告者は「虐待事実の確証」は要請されていない。それなのに、「虐待」という言葉を使っているために、「虐待を疑う事実」の確認が課題となり、「虐待」が何らかの形で推定される事実の確認・確証がなければ通告できない、という状況が発生している。性的虐待事案の場合特に、「虐待を疑う事実」の認定に様々な社会的、文化的、あるいはジェンダーによるハードルが存在する。

ここでいう「虐待」は、本来の趣旨から考えると実は「虐待:誰かから子どもへの加害行為」を指すのではなく、「子どもの安全」についての何らかの問題状況、安全が脅かされている事態を指しているはずである。

これらのことから、本研究班では「虐待の疑い通告」について、その要件に「虐待」という言葉、要件をかませない本来趣旨の説明を以下のように提案する。

子ども虐待の通告要件

- ① 子どもの安全が脅かされている(疑い)
 - ② 家庭養育において子どもの安全が守られていない(疑い)
 - ③ 任意に確実に子どもの安全を客観的に確認する手立てが保障されていない
- ・ 上記の①～③の2つ以上に該当する状況あれば通告する。
 - ・ 上記のいずれかひとつに該当する状況があれば、通告の可否を検討する。否定する要件が認められなければ通告する。
 - ・ 通告者は虐待の確証を要しない。

実は①～③の要件はいずれかひとつがあれば通告要件となり得る。しかし、より慎重にみると、それぞれの要件は完全に独立した要件ではなく、殆どの場合、相互に関連性をもって成り立つ。この観点から「・」の二つ目の要件は一つ目の要件に結び付く場合が多いのではないかとみられる。

通告受理からの初期対応

児童相談所の初期対応について

【基本的事項】

3. 通告

【1】 通告の受理対応

通告を受けた児童相談所、福祉事務所は、子どもが具体的に話した内容、子どもの所在、家族状況の把握を行ったうえで、虐待の疑いが強い場合には、児童相談所職員が速やかに子どもと直接接触し、虐待の疑いについての確認を行い、一時保護の要否について判断を行うことが必要である。

この際、子どもの告白や不審な情報をキャッチした機関や個人は、しばしば「通告」をためらって、事前「相談」として報告する場合があるが、子どもの安全のニーズが脅かされている危険性をうかがわせる状況である限り、児童相談所、福祉事務所としてはすべてに「通告」としての受理責任、対応責任がある。

子どもの安全確認調査にあたっては、通告を受けた児童相談所は児童虐待防止法第8条においてこれを速やかに行う義務があること、また同法第5条において子どもの福祉に業務上・職務上関係のある者は国、および地方公共団体の施策に協力するように努めなければならないと規定されており、それらの立場にある者は児童相談所の安全確認調査には協力義務があるとされている。また児童福祉法第25条の3に基づく調査における個人情報の提供についての要請は「法令に基づく場合」に当たり、通告と共に、その他の法や規則が定める守秘義務違反にはあたらないとされていることを踏まえて行う。

子どもと接触するためには、まず子どもの身柄を安全に確保し、子どものプライバシーが守れる条件を確保して子どもの話を聴くことができるようにすることが必要となる。子どもが通告者の安全管理下にあり、その身柄の安全確保が図れるなら、直ちに子どもと接触を図ることが最優先される。多くの子どもの告白が、その日のうちに身に迫る危険性を訴えている可能性があり、即日・即座の反応が重要である。

通告者には子どもが話した以上に詳しい話は、子どもが自発的に話をしてこない限り尋ねないようにすることを依頼し、それでも、もし子どもが話し出したら、あれこれ質問せずに、正確に子どもの表現をそのまま聴き取ることが重要である。

児童相談所が子どもへの直接調査を始めるまでに、通告者は子どもに、子どもの身の安全を守る為に専門の人を呼んだこと、その人に事情を話すことが大切なことを伝えることが重要である。子どもの身柄の確保や安全に不安がある場合、この告知は児相談所が現地に到着し、打ち合わせてから児童相談所の面接の直前に行ってもよい。子どもが不安がって、誰かに連絡したり接触したりしたいと申し出ることもあるが、児童相談所の職員と接触するまではできるだけ他の誰とも接触せず、落ち着いて調査を受けられるように子どもの身柄の確保と安全に配慮するように依頼する。

子どもが相談機関との接触を嫌がっているとか、施設に連れていかれると思い込んでいるような場合、通告者もそれに巻き込まれて不安になることが多く、調査以後の展開についてはすべて相談所の職員と話合った上で決まることなので、現時点では何も分からないし、決まっていないのだから、とにかく子どもの安全のために面接調査を待つことに集中して対応してもらうように要請する。

初期被害調査と

初期被害調査面接

被害調査と子どもへの被害調査面接

4. 子どもからの初期被害調査

【基本的事項】

[1]初期調査面接の焦点

通告に対応する初期被害調査と被害調査面接の焦点は、通告の端緒となった子どもからの告白情報について、それが子どもの性的虐待・家庭内性暴力被害の何らかの兆候、疑いといえるかどうか、子どもの安全確保と詳細な調査のための一時保護が必要かどうか判断することである。従って、面接者が子どもの自発的な話から、その判断要件に関係する具体的な話を聴くことが、目的となる*。

*) 初期調査面接は基本的に子どもからの告白にもとづく通告に対応した調査である。子どもからの告白が無い通告については別に調査方法の検討を要する。(→7) p.24)

1)初期調査における手順

- ① 子どもの居場所の確認と身柄確保の依頼と確認。
- ② 調査をする場所を決める。子どもの居場所が児童相談所か別の場所か決定する。
子どもの身柄の移送を児童相談所が要請するか実施する場合には、その時点で限定的であるにしろ、一時保護の判断があったものとして行う。ただし児相の要請なしに来所したものはこれには含まない。
- ③ 子どもの一時保護の要否判断までの調査のために許される時間的猶予の確認。
- ④ 子どもについて現段階で分かっている情報内容の確認と以後の調査計画の検討。
- ⑤ 子どもへの初期調査面接やその他の調査の対象内容確認と安全判断の具体的な要件確認。(多くの場合、初期の告白は部分告白であることが多い)。
- ⑥ 初期対応の人員・役割
調査・保護 : 調査担当(2名体制: 面接者と立会人)
初動には可能なら担当児童福祉司が参加。面接者は可能であれば加害者の性は避ける。
後に設定するかもしれない被害(事実)確認面接の担当者は参加しない。
指揮・判断 : 対応全体の進行管理、調査保護の判断
保護者対応: 一時保護の場合の保護者への連絡、面談による告知
- ⑦ 通告者・通告機関からの事情聴取(子どもの告白内容の確認と調査面接の焦点となる聴取内容確認)
- ⑧ 調査面接の場面設定と通告者からの子どもへの通告の告知
- ⑨ 子どもへ初期調査面接の実施
- ⑩ 子どもの安全確認と安全確保要件の確認 ⇒ 指揮・判断スタッフが一時保護の要否判断
- ⑪ 子どもの一時保護と保護者告知の準備

【追加的事項】

⑥ 初期対応の人員・役割: チーム対応体制

調査・保護スタッフ: 調査担当(2名体制: 可能であれば加害者の性は避ける)、
可能なら一時保護の場合の対応職員、連絡調整役。

指揮・判断スタッフ: 調査・保護チームとは別に児童相談所で、現場からの情報を得て対応の進行管理、一時保護の判断決定、状況に応じた連絡・指示・調整、時間管理と作業の進行管理、関係機関との連絡調整、チーム全体の指揮・対応判断を担当する。

保護者対応スタッフ: 一時保護の場合の保護者への告知連絡・面談による説明(2名体制: 保護スタッフから1名は参加して説明できるとよい)。

初期対応におけるチーム対応の要点は、通告者への調査と子どもへの調査面接、家族や子どもについての周辺調査、一時保護の判断、子どもの一時保護、保護者への一時保護の告知と事情聴取など、複数の重なり合い、並行的、かつ連続的に行うべき作業を分業すること、特に現地での調査・聴取担当と一時保護等の介入の判断担当を分けることで、迅速・的確な対応作業の遂行を実現することにある。

【基本的事項】

【2】 通告受理直後の児童相談所による初期調査の留意点

通告を受理した児童相談所は、通告者や子どもの打ち明けを聞いた人からの聴きとり調査をした上で、子どもと直接接触し、虐待被害の調査を行う。この際、子どもの身柄の安全の確保に配慮し、子どもが加害者はもとより、家族からの干渉、友人からの注目に晒されることなく、落ちついて静かに調査面接を実施できる場所を確保することが必要である。このため子どもの所属する保育所、幼稚園、学校等の協力を得ることが重要である。

聴き取りは調査面接者が子どもと1対1でやり取りし、もう一人の職員が面接の立会人として記録と見守りを行う。その他に職員を投入できる場合は周囲の安全確保や子どもの一時保護の判断作業での所との連絡、子どもの所属機関との調整や今後の対応についての調整等を行う。

子どもの調査面接は原則的に調査者と子どもが1対1で、児童相談所の立会人を置いて面談する。どうしても子どものサポートのために子どもの関係者(場合によっては子どもの告白を最初に聴いた人や通告者)が面接に同席する必要がある場合は、その人が子どもの発言に誘導発言(「さっき話したことを言ってごらん」等)したり、教唆となるような表現(うなづきや目くばせ)をとったり、関係者自身が感情的になり、泣くなどは控えてもらうことが必要である。付き添い人は子どもの視野の外、背後で子どもを安心させるためだけに立ち会うことが重要である。

この段階で子どもの被害の内容がすべて明らかになることは少ない。子どもは周囲の反応にたじろいだり、戸惑ったりしており、事情を聴きにきた職員の調査に躊躇・抵抗を示すことも多い。従って調査を担当する職員は、子どもの安全についての心配から事情を聴きにきたこと、子どもの身を案じていることを伝え、また子どもの戸惑いについて理解を示し、子どもの不安を和らげることが重要である。

子どもとのやり取りでは、立証性における客観性を損なわないよう、誘導や暗示となる応答に注意し、子どもの自発的な話の聴き取りを心がける。子どもが自発的に具体的な被害事実を話す場合、この初期調査における聴き取りは、場面設定にも時間にも制約のある条件下で行われるものであり、一時保護の要否判断に必要な最低限度の性的虐待の疑いを確認することが目標である(子どもへの面接については後に詳述する)。それ以上の詳しい説明が述べられる場合には、子どもの自発的な発言を無下にさえぎらないことに留意しながら、それ以上の話は別の面接できちんと聴くことになると伝えて一時保護の判断作業に入る。

【基本的事項】

【3】子どもへの初期被害調査面接の基本的留意点

性的虐待は身体的虐待やネグレクトのように客観的な事実の確認を行うことが困難である。性的虐待の発覚は、自発的な子どもからの開示や、子どもの精神的・行動上の問題から性暴力被害が推定されて、関係者が何らかの事情を聴き取ったことなどによる。いずれの場合も、子どもの面接での証言内容が非常に重要な意味を持つ。以下に、初期の被害調査面接としての子どもの面接における基本的事項を述べる。

初期被害調査面接は、子どもの被害事実を法的な立証性の観点から厳密に確認する被害(事実)確認面接(欧米のforensic interview(司法面接)手法を用いた面接)とは異なる。しかし、後に設定される被害(事実)確認面接の厳密な要件を考慮すると、この時点から立証性において誘導や暗示、教唆や報酬呈示等の危険性を排除する配慮が必要である。

1) 子どものペースを尊重しながら丁寧に話を聴く。

性暴力被害の事実を話すことは子どもに大変な心理的負担をかける。子どもは自分の話が相手にどのように受け止められるか、話すことで自分や家族はどうなるのかといった不安を感じ、話すことを強くためらう。時には不自然に冗談めかした言い方をしたり、あるいは「他の子の話」として話したりすることもある。こうした子どもの表現に対して、丁寧かつ真剣な態度で、子どものペースを尊重しながら子どもの話に耳を傾けることが大切である。子どもの抵抗感や不安感が強いことに、面接者が十分に配慮できないで、沈黙を許容できなかったり、出来事の詳細について質問を重ねたりすると、子どもが耐えられなくなって解離状態に陥ったり、一度は口にした性的虐待の事実を否認したり撤回することもあるので注意を要する。

2) 性的虐待について話す子どもの心理的苦痛や恐怖、不安を理解すること

子どもが、性暴力被害を話す苦痛には、恥辱感(普通なら人に言えな恥ずかしいことを話す)、裏切りや罪責感(被害を受けた責任の一端は自分にある、加害者から口止めされていたにもかかわらず話している、家族や保護者に隠していたことが明らかになる)といった感情が関与している。

子どもから話を聞く場合にはこうした苦痛や恐れ、自責感情を理解し、可能な範囲で不安を軽減する言葉かけや配慮をする必要がある。ただし、子どもの発言を誘導しているとか、特定の発言に対する報酬を提示していると解釈されるような対応はしない。また守れない約束や事実と相違することは、例えば子どもを慰め、落ち着かせるためでも言うてはならない。また、解離反応が生じることも想定して子どもの様子をよく観察し、対応することが必要である。

3) 『二次的被害』の危険性に注意すること。

性的虐待の事実を思い出したり話したりすることは、元のトラウマ的な出来事を再体験・追体験させ、トラウマを生じさせる、いわゆる『二次的被害』が生じる危険性がある。面接は、こうした二次的被害をできるだけ回避ないし緩和するための努力を講じなければならない。例えば、加害者と同姓であったり、加害者を想起させたりする危険性のある人物が面接をしないことや、必要以上に被害を思い出させ、聴き出そうとせず、一時保護の要否判断に要する部分までの聴き取りで聴取を置くことなどが重要となる。

【基本的事項】

4) 秘密を守ることや問題の解決の可能性について誠実で現実的であること。

一般のカウンセリングの面接などでは前提条件となっている面接者の臨床上の守秘義務は性暴力被害についての子どもの調査面接においては前提要件とならない。

臨床的な守秘義務が課された面接に慣れた面接者は、話すことへの子どもの抵抗に直面したり、子どもが「内緒にしてくれるなら話す」と言ったりした場合、つい「誰にも話さないから」と言いたくなるが、約束してはならないし、できない。

また、子どもの受けた被害が深刻なものであるほど、その話を聞いた面接者も精神的・情緒的にショックを受け、その傷つきへの心理的防衛の影響から「もう大丈夫だよ。解決するから安心して」といった言葉を口にしてしまうこともある。しかし、そうしたメッセージが現実には対応していない危険性もあることを認識しておく必要がある。

5) 子どもの話を聞く際の補助的道具(描画など)について。

幼い子どもの場合には言語表現に限界があり、また、性器の名称等の身体部位について、独自の表現を用いる傾向もある。また、そうした体の部位や行為を言葉にすること自体に抵抗を感じる子どももおり、性暴力被害を正確に聞き取るには言語表現のみでは困難な場合も少なくない。

初期の調査面接では詳細な被害の聴き取りが目的ではないが、具体的に子どもがどのように表現しているか正確に聴き取り、記録する必要がある。従来、子どもの曖昧な言語表現を補い、正確さを期すため、あるいは子どもの発言を促進する目的で描画や身体図を用いた補助的な方法が考案されてきているが、初期調査では基本的にこれらの補助的道具は使わない。^{*}

^{*} 欧米で性的虐待のforensic interview(後述を参照のこと)のために用いられている性器や性的特徴を備えた人形(アナトミカル・コレクト・ドール)が、わが国にも紹介され、人形を用いた被害(事実)確認面接も紹介されてきた。こうした人形は、子どもの説明の詳細な確認の助けになるという効果が期待される一方で、子どもの被害申告を誤誘導する危険性があることや、人形の性器が子どもに心理的ショックをもたらす危険性があると指摘されていることにも留意すべきである。

その他一般的な人形を使って、言葉による説明では正確な事実描写が難しい子どもへの調査の補助的道具として使うという手法も報告されているが、人形を提示すること自体が、子どもの空想や連想を刺激する危険性が高く、法的な立場での子どもの開示内容の信憑性を低下させる危険性が高く、勧められない。

こうした人形は、子どもの性暴力被害について、詳細な事実確認を補うための、あくまでも補助的な道具と位置づけるべきである。初期調査面接では人形は使うべきでない。アナトミカル・コレクト・ドールは詳細な被害確認面接における特殊な補助的道具の選択肢のひとつとして用意される。

なお、子どもの初期被害調査に関しては、いくつかの技法として海外で開発された手法があり、描画を用いたものもある。これらについては参考情報で紹介しているので個々に情報を得て検討されたい。

6) 子どもの意向を聞きながら、予想される今後の展開を子どもに説明すること。

性的虐待の加害者は、子どもに口止めし、「誰かに話すと家族はもう一緒に住めなくなる」などと子どもを脅している。そのため、性的虐待の事実を開示した子どもは、これから先のことについて大きな不安を持つことが多い。こうした不安を取り扱わないで放置した場合、これから先への不安から子どもが過度に不安定になったり、被害告白の撤回に転じたりすることもある。したがって、今後、どのような展開が予想されるかを可能な限り子どもに誠実に伝える必要がある。

初期調査面接の中でよりも、その直後からの子どもとの接触において子どもの不安や意向を聴き取っておくことは大切である。子どもによっては「(加害者を)刑務所に入れて一生出てこないようにしてほしい」といった思いを口にする場合もあるが、こうした場合には、その思いの意味を十分に吟味し、刑事告訴や告発の妥当性を検討する必要がある。刑事事件としての告訴・告発をしながら、ケア対応を進めることは可能であるものの、「一生出てこない」ということは現実的ではないため、子どもがこうした希望を述べた場合には、現実的にはどういったことができるかを伝え、対応策を探る必要がある。また、「(虐待者とは)二度と会いたくない。お母さんと妹の3人で暮らしたい」「(加害者に)自分のしたことを認めてあやまってほしい」といった今後の援助の方向性に関する意向が述べられる場合もあり、子どもの希望を聴取することは重要である。

7) 子どもからの告白が無い通告の初期調査について

子ども本人からの告白のない通告は、たとえその証拠性が明らかで子どもの保護の要否が判断できたとしても、子どもにそれを告知して一時保護を告げるという全く異なった課題がある。

子どもからの告白がなく、かつ通告要件が状況証拠的な目撃であるとか、時間が相当経過してからの通告であった場合、子どもの安全に重大な危険性が存続している可能性があれば、直ちに調査する必要があるが、子どもへの調査の設定は全く異なる。この際の面接手順、内容についてはp.26 参照。

【基本的事項】

[4]子どもへの初期被害調査面接の手順(概要)

1) 面接の時間設定 何時までに終えないといけないか

初期調査においては、調査に使える時間的猶予、関係する機関の状況や情報収集の状況、子どもの年齢と会話能力、情緒の状態等を考えて面接の設定時間を決める。通常は初対面から30分程度の範囲内で初期被害調査面接と一時保護の判断を終えることが妥当である。しかし、もし時間的余裕がもっと制限されている場合には15分程度で判断しなければならないこともある。

2) 面接の事前組み立て

初期被害調査面接は、子どもの安全の判断、一時保護の要否判断の為の面接である。その構造は以下のとおりである。

- ① 通告者からの事情聴取等で子どもの最初の開示内容の確認
- ② 調査面接での確認内容と調査保護の要件整理
- ③ 子どもの全般的状態、面接調査対応能力の評価・確認。
- ④ 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。
- ⑤ 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の聴き取り。
- ⑥ 子どもが話してくれたことについて、子どもを支持し評価する。
- ⑦ 子どもの安全についての判断の為の調査確認と対応についてのチーム決定。

概ねここまでで初期被害調査面接の中心部分は終了するが、直ちに援助の対応選択がそれに続く。

- ⑧ 一時保護の判断が出た場合は一時保護の説明と説得。
- ⑨ 保護なしの継続調査の場合には当面の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認。
- ⑩ 事実否認、開示撤回の場合には、今後の援助窓口の呈示と安全確認。

3) 初期被害調査面接の実施内容 ^{*})

- ① 初対面での自己紹介と面接のための子どもとの信頼関係の構築。

子どもに挨拶し、児童相談所と自分について自己紹介する。児童相談所、職員の仕事については子どもの身に起こった危険や困ったことについて、子どもの安全や安心のための仕事をしていることを、年齢や知識・理解力に合わせてわかりやすく説明すること。

次に同席する観察・記録者を面接者が紹介する。もしも子どもをサポートする者が同席する場合には、**■■**さんはここにいてもらうからねと提示して確認する。

次に会話で子どもを何て呼べばよいか、面接者を何と子どもが呼べばよいか確認する。

[オプション] 子どもの面接調査対応能力の評価・確認。

時間的余裕、必要に応じて、子どもの日常生活の様子、周囲の人間関係、家族構成や名前、年齢、学年等、日々の日課や出来事などについて、聴き取り、子どもの時間や空間、社会生活についての理解力と表現力を把握する。会話のウォーミングアップでもあり、短い時間に収めることと、子どもの関心・面接の焦点が被害確認からずれてしまわないように注意が必要。

^{*}) 初期被害調査は子どもの一時保護を決定する上で、また以降の子どもとの関係を構築する上でも重要なアプローチとなる。法的にも、被害(事実)確認面接とつながる一連の法的客観性、証拠性に立った調査面接でなければならない。

【基本的事項】

② 通告の端緒となった子どもの被害についての開示内容およびその他の情報の確認。

面接者が今日はなぜ子どもに会いに来たのか。子どもが〇〇さんに話したことについて、子どもの安全について、とても心配だったのでお話を聞きに来たことを説明する。

通告の端緒となった子どもの発言について、何があったのか教えてと尋ねる。

子どもが具体的なことを話し始めるまで、面接者から先に具体的な情報を示して YES・NO の回答となる質問をしてはならない。これは誘導となる。

多くの子どもが当初、何もないと自分が開示したことに触れるのを躊躇する。これは驚くことでも戸惑うことでもない。

面接者は落ち着いて、「ああそうなの」と応じ、これまでも多くの子どもがそう言うのを聞いてきた。私は〇〇ちゃん/さん(子ども)が本当に大変なことで困っていないか心配して会いに来た。

何か心配で困ったことがあるたくさんの子どもが、どうしたらいいかわからなくて、あるいはびっくりして、これからどうなるか心配で、私が「どうしたの?」と尋ねても、「何にも無いよ」って言うんだよね。もちろん、もし本当に大丈夫だったらそれでいいのよ、といったことを子どもの調子に合わせて丁寧に伝える。

経験的には多くの子どもが、面接者が本当に子どもの身に起こっていることを心配しているのであり、何があったのかを問いただし、追求しようとしているのではないことを感じるに従い、重い口を開き始める。多くの被害児が、自分を「被害者」と認識しておらず、隠し事をもってしまった「悪い子」と認識しているために、聴き取りが、子どもの犯した過ちや罪の追及ではなく、子どもの安全と安心を追及していることを、子どもが感じ取ることが聴き取りの重要な鍵である。**)

**) こうした反応の背景には、虐待者による子どもへの侵襲的な支配や威嚇と報酬等によって被害者が混乱させられていること、子どもに秘密を強制しながら、他方では秘密を共有する共犯関係であることを示し、もしそれが発覚した時には破壊的な結果になるとの脅し、などが子どもへのマインドコントロールとして使われている状況がある。子どもはその影響下で何とか自分の感情と感覚を取り戻そうとするのだが、心身への支配とコントロールが繰り返し子どもの主体性そのものを脅かし支配しているために混乱させられており、あらゆる他人からのほたらきかけを、脅威としか感じられなくなっていることが多い。

【子どもからの告白が無い目撃等の通告での初期調査の聴き取りについて】

- ・立証性の観点からはまず、生活の様子を尋ね、何か困ったこと、嫌なことが無いか open-ended question で尋ねる。
- ・Three House 等の技法を使える者がおり、またそれを用いる時間・場面に余裕があれば、それも検討する。
- ・子どもが何も思い当たらない様子の場合、ここで限界吟味的な作業に入るかどうか判断が必要。
- ・限界吟味の観点からは、調査面接者は、自らが通告として聴いた内容を子どもに会いに来た理由として説明する。
「私は、あなたのことについて、……ということを見た(聞いた)というお話を聴いて、心配になって今日、会いに来ました。」
(この際、通告者や通告の場所、やりとりの場面についての情報は与えないことに留意。子どもの学年や時期は伝える)
「私が聴いたというお話について 何か思い当たりますか?」
思い当たるという反応があれば、
「何があったかお話してください」
何も思い出さないという反応であれば
「もう少しよく思い出してみてください」
それでも思い出さない場合には、何か思い出したら誰に伝えて再度話を聴きに来るようにするか、また子どもの安全についての基本的な説明と対処方法を伝えて面接を終了する。

一時保護の実施

緊急保護としての調査保護の要件と手順
保護者への一時保護の告知

5. 一時保護の要否判断と初期被害調査の対応

【基本的事項】

[1] 一時保護の要否判断

1) 基本的姿勢

初期被害調査で子どもの性的虐待を疑わせる兆候^{*}が確認され、子どもの生活環境内で何らかの性暴力被害があったことが疑われる場合には、まず子どもの安全を確保し、加害者、利害関係者のいる環境世界から子どもを分離遮断してから詳細な調査を開始することが原則となる。このために行う職権による緊急一時保護:調査保護の要否判断が重要となる。

一時保護の要否の検討において、他にきょうだいがいる場合、そのきょうだいについてもリスクの判断、調査保護の必要性、対応の検討を併せて行う。

多くの家庭内性暴力は進行する経過をとること、口止めや証拠隠滅工作が伴うこと、家族の情緒的反応が子どもに強く影響すること等が基本特徴であり、その他の不適切養育と異なり、あいまいな兆候に対して即座に対応判断を要するものであることをよく自覚しておくことが必要である。

^{*} 子どもの被害情報:3、[2] 1)~5)のうち、1)~2)および5)の具体的な被害が疑われるものは原則的に調査保護を検討する対象範囲であると考えられる。

2) 子どもの安全についての調査と調査保護の判断・決定

子どもの身柄の保護の要否については、以下の3点について留意して判断する。

- ① 性暴力被害の疑いからの予防的保護の必要性
- ② 調査において関係者の利害関係、感情的動揺にさらされず、公平性な事実調査を行う必要性
- ③ 関係者への調査を開始することによって、さらに子どもが関係者の動揺に巻き込まれて負い目を背負うとか、さらにトラウマを負う危険にさらされる、情緒的混乱に陥るなど、適切なサポートを受けられずに周囲の利害関係や非難、感情的反応や好奇の目に晒されることを防ぐ必要性

以上の3点から、児童相談所は、調査保護の要否について判断しなければならない。また、この段階で子どもが全ての状況を説明できている保障は無いことにも注意が必要である。

◆例外的な事案 刑事証拠保全の課題

例外的な事案として、性暴力被害直後の状態で子どもの身柄確保がなされた場合、刑事証拠保全を優先しなければならない事態がある。子どもの身体、衣服に加害者の痕跡(体液・唾・体毛等)が残っている可能性がある場合、直ちに警察に連絡して証拠保全の手続きに入る必要性があり得る。子どもの被害を確認させる画像等の呈示があった場合もその確保については類似の事態である。いずれもその場での刑事証拠保全と加害者の証拠隠滅を防ぐ必要性が優先するため、直ぐに警察に連絡する必要がある。

【基本的事項】

子どもの安全が確保されているといえる事態、例えば親族による子どもの隔離的な保護や加害者の物理的な排除がすでに実行され、その事態が固定的に確保されている場合には、子どもの調査保護は利害関係者からの影響や公平な調査のためだけの限定的なものとなるかもしれない。手続き的にも一時保護とすることなく、子どもからの詳細な調査を実施することも検討され得る。ただし、将来、加害者側からの反論が想定される場合、例えば、子どもの被害の申告は、加害者と対立する家族、親族が子どもに対して一方的に教唆、誘導、暗示を行なった結果である等の反論が想定される場合や、非加害保護者や親族が性的虐待の発覚・暴露にあまりにも動揺が激しく、加害者に対する激しい怒りや、性的虐待の事実そのものについて強い嫌悪感、拒否感等が強すぎて子どもへの影響が想定される場合には、性的虐待発覚直後の子どもを、そうした人たちに委ねるべきではない。公平な調査は周囲の利害感情や激しい感情反応・動揺に子どもがさらされず、あくまで静かで落ち着いた、安心・安定できる配慮の下で公平性を確保して子どもに事実調査することが重要であり、そうした調査のために一時的に子どもを分離保護することも必要である。もちろんこうした要件を一時保護先である一時保護所等が満たせるようにすることも対応の要件となる。

3) 子どもへの一時保護の告知

時間が限られた条件下で、子どもの家庭内性暴力被害かその疑いの兆候が確認された場合、あるいは他の理由にしろ、調査で一時保護が必要と判断された場合には、子どもに対して一時保護の説明を行なう。

一時保護が決定されたら、まず子どもにその告知を行う。性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いによる調査保護は、職権による緊急保護であり、子どもからの承諾や同意は求めない。それは子どもには重すぎる選択であり、また子どもが決めることでもない。子どもが当惑し、ためらったとしても、児童相談所が子どもの安全のために保護が必要と判断したからには、毅然として一時保護を決定したことを子どもに伝え、実施しなければならない。

その上で、子どもの年齢、理解力に応じて一時保護とは何か、またなぜ一時保護するのかを説明し子どもが理解することが重要である。当然のことながら、多くの子どもが一時保護の提案を驚きと戸惑いをもって受け止める。子どもの動揺を理解して受け止めながら、なぜ家に戻さずに保護するのかを丁寧に説明する。時間的猶予が少なければ、子どもを移動させながら、説明を行わなければならない。

子どもの年齢が高くなり、子ども本人が一時保護に全く納得しないか拒否している場合、一時保護は強制的な身柄の保護拘束ではないので、無理に一時保護しようとしても現実的な限界がある。年長児にはあらかじめ、一時保護による交友関係の一時的な全面停止、通信の制限、自由行動の制限、学校に登校できないこと、場合によっては将来の転校も覚悟しなければならない等の状況を説明して、子どもがそのことをある程度理解し、納得した上で保護することが必要となる。いきなりこうした条件を聞いて子どもがすんなりと一時保護に応じることは難しい。一時保護に伴う不都合と今後の見通しをよく理解した上で、本人の安全について話し合うことが必要である。

【基本的事項】

4) 保護しない場合の子どもの安全の確保方法と、事後の対応の確認

初期被害調査で子どもから性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いに当たる話が全く聞けないか、あるいは性暴力被害を疑わせるに足りる情報は得られないのだが、通告そのものが誤報であったという確証も得られない場合、あるいは性暴力被害の疑いは確認されたものの、子どもが一時保護を拒否しており、そのまま無理に一時保護しても子どもの安全が確保できそうにない場合、当日からの子どもの安全についての要件確保とその確認の方策を検討しつつ、継続調査を検討する。

性暴力被害は確認されたのに子どもが保護に同意せず、保護を強行できないと判断した場合には、継続的な子どもの安全確保の方策や子どもとの話し合いの継続が計画されなければならない。通常は毎日の安全確認と話し合いが計画されなければならない。特に子どもが緊急に逃げ込める場所や連絡方法を持つこと、24時間体制で子どもの身柄保護の対応ができる体制を整えることが課題となる。

情報があいまい過ぎて、一時保護するまでの要件は満たさないが、これまでの情報からは性的虐待の疑いがなお残る場合、子どもの年齢が幼ければ幼いほど、調査は非加害側とみなされる保護者への接触、調査と関係者への調査へと比重が移ることになるだろう。

調査の結果、性的虐待の疑いよりも通告自体が誤った判断による可能性が高いとみなされる場合、通告者の責任は問われないし、その個人の秘密は守られる。ただし悪意による通告、あるいは誹謗・中傷の危険性が認められるような場合には、子どもと保護者・家族、加害を疑われた人物の名誉と安全の為に虐待を疑う人物への告知と説明が必要となるかもしれない。こうした場合には風評被害への波及も危惧される場合があり、慎重な対応が必要となる。

5) 子どもが被害を否認、あるいは開示撤回(告白撤回)した場合の今後の援助窓口の呈示と安全確認

子どもが性的虐待の事実を明確に否認した場合、あるいは開示した被害事実や被害の疑いを明確に撤回し、以後の継続的な話し合いをも拒んだ場合、子どもの本心がどこにあるかということよりも、子どもが明確に被害を否定したり、調査拒否を表明したことは尊重しなければならない。そうでないと、以後さらに再々撤回があった場合など、その間にも説得と話し合いが継続されていると、それを予断と偏見による告白の強要や教唆と反論され、自発的な子どもからの再告白を立証することが困難となってしまう危険がある。

子どもが性的虐待の否認(撤回)とそのことについての継続的な話し合いを明確に拒否した場合には、調査はいったん終結しなければならない。子どもには、子どもの明確な意思表示を尊重すること、調査は終結すること、ただし、もしこれまでも、これからも何らかの被害があり、援助を求める必要が生じた場合にはいつでも援助を求めて良いこと、その時、今回子どもが調査を否定したり話し合いを拒否したことは全く問題にはならないことを説明し、具体的な援助の求め方を呈示・確認して調査を終結する。

特に撤回が生じた場合、実際には性的虐待が強く疑われる場合には、撤回の理由をよく検討し、子どもを責めず、子どもがいつでも再度、助けを求めることができるように連絡方法や安全確保の方法を丁寧に決めておくことが必要である。

【基本的事項】

6) 子どもの一時保護の時点で非加害保護者と接触する場合

子どもの被害状況が一定明らかとなった場合で、非加害保護者が子どもの安全確保に積極的に関与できる可能性がある場合、あるいは既に非加害保護者が子どもの安全に関与している場合、とりあえず、子ども自身の身柄の安全確保を図った上で、非加害者である保護者と接触が可能であれば、面接を行う。

非加害保護者は虐待事実をどの程度知っていたのか、どのような内容を知っていたか、どう対処してきたのかを確認すると共に、これまでの家族の生活状況や問題歴を聴き取り、非加害保護者に当面の対応の協力を促す。この時、非加害保護者に強い不安や抵抗が起こる可能性は十分に踏まえておく。また時間条件や諸般の状況で非加害保護者に接触する前に子どもの保護と移送を行わざるを得ない場合には、保護決定の後に非加害保護者への面接を行う。(後述)

【基本的事項】

6. 子どもの保護の実施と保護者・親権者への一時保護の告知

子どもの安全確保と慎重な事実調査が必要と判断された場合、職権による調査保護を実施する。子どもに一時保護の説明を行うと共に、非加害保護者と接触している場合は、非加害保護者にも告知し、理解と協力を得る努力をする。ただし一時保護は子どもの安全確保のために児童相談所長が権限によって実施することなので、保護者への事前接触によって子どもの安全な保護に支障をきたすおそれがある場合や、調整が難しいと考えられる場合には職権による保護によって子どもの安全確保を優先する。また一時保護の場所についても、保護者側からの強制引き取りや、強引な面会要求の押しかけなどが想定され、子どもの安全と安定にマイナスになると判断される場合には秘匿する。この際、「性的虐待」は厳密な意味では親権者・監護者の加害行為のみを指す言葉なので、事実関係の確認作業前の段階では「家庭内性暴力被害」あるいは「性的虐待や家庭内性暴力被害」を基本的に使う。

◆きょうだいの被害・加害問題があるとき

子どもにきょうだいがあり、共に被害を受けている疑いがある場合には、関係するきょうだい全員を可能な限り保護と調査の対象とする。きょうだい間の性加害・被害が疑われる場合には、被害者と加害者の分離という要件に照らして、加害のきょうだい、被害のきょうだいをそれぞれ客観的な調査が可能な方法で、一時保護やその他の調査設定を検討する。具体的な方法や複数の一時保護の順序、手法を工夫するなどの課題については、個別の状況に照らして慎重に検討する。

[1]一時保護の経過説明に関する通告者、通告機関の立場

◆通告の義務

子どもの安全のニーズに関して何らかの養育上の問題がうかがわれるときには、子どもの福祉に関係する機関・団体の職務にある者は子どもの安全が脅かされ、権利侵害が生じる危険について早期発見と対応に努める義務を有し、通告することや、子どもの安全確認と安全確保に協力するよう努めなければならないと規定されている。従ってこれらの職務にある者は、通告すること及び児童相談所の調査や対応に協力する法的義務を負っている。

◆通告者の義務

通告者の通告義務は事前に保護者にその行為を告知する義務を要求していない。原則的に通告者は他の誰への事前告知や承認を受けること無しに速やかに通告し、児童相談所が対応・要請することに協力することが求められている。その結果の子どもへの保護は児童相談所の判断権限行為であり、通告者は児童相談所の判断権限には従うのみであって原則的に結果の責任を負う立場にない。

◆通告経過の説明について

法的には通告者に関する情報は守秘義務により守られている。しかし通告者が子どもの所属する機関であった場合、単純に法律上の守秘義務だけで保護者との対応が進まない事案が多く認められる。なぜなら、多くの場合、保護者は通告が機関から行われたことを十分に推定し得る立場にある。また、そうした機関と保護者の間には一定の信頼関係が前提とされている状況もある。もちろん児童相談所は法的な規定に従い保護者に対して通告者が誰であるか特定させる情報は示さないが、作為による偽証はできない。これは通告者である機関においても同様であり、保護者から「通告したのか」と問われて「していない」と嘘を言うこと

【基本的事項】

は許されていないと解される。さりとて「お答えしない」という対応は不信を招き、マイナスとなる危険性が高い。しかも事後の経過によっては、再び子どもの援助の現場となる可能性も含めて考えると、保護者との間に不透明な相互不信や追及の課題を残すことのデメリットも大きい。もしもその後の経過で通告したことが別な情報源から発覚すれば相互不信が決定的になる危険性が高い。従って、そうした経過を考えれば、機関としての通告は保護者の問い合わせがあれば、むしろ自ら、子どもの安全についての疑問があった場合の法的な義務によることとしてそれを伝えることが望ましく、そうすることで説明責任を果たし、子どもの安全についての判断行為の意味を矛盾なく保護者に提示するという最善の対応であることが多いと考える。もちろんこれは一般的な通告者に関する守秘義務の例外的な対応なので、機関としての判断によって行う課題である。

◆通告者の明示から告知に入る場合

これらのことを踏まえて、あらかじめ、児童相談所が子どもを保護した直後に、まず通告者である学校等が保護者に通告の事実と児童相談所の保護を告げ、直後に児童相談所から保護者に連絡を入れるという手順をとる方法もある。これは児童相談所と通告機関が見解を一致させて行う必要がある。

またもしも後にその事案が家庭裁判所への法的申立て等となった場合には、その経過についての証拠資料として、通告の事実経過は報告される。

◆通告者が個人の場合

通告が個人によってなされた場合、機関とは異なり、個人であっても通告しやすいように、通告者に関する情報は法的にも守秘義務によって守られる。ただし、経過による保護者の推定は一定範囲で可能であり、「～が通告したのか」と児童相談所が問われることはあり得る。これについて児童相談所は一貫して「法的義務によりお答えしない」と対応するのみである。この対応は機関による通告の場合も原則同様である。

◆通告対応後の通告者へのフィードバック

通告後の事実経過は対応に入った段階で相談機関に守秘義務が課せられる相談情報となるので、通告者には報告されない。ただし、要保護児童対策地域協議会への経過報告は必要に応じて行なわれる可能性はある。通告者へは少なくとも通告が法的にも子どもの安全の為に正しい行為であること、また通告による調査によって、結果的に虐待の危険性が否定される結果となることもあるかもしれないが、通告行為は正しい行為である、ということはフィードバックされることが望ましい。通告者についての守秘義務とあわせて風評被害の危険性排除も重要であり、通告者には通告の事実、内容については情報管理を慎重にするように要請する。

【基本的事項】

[2]親権者・保護者への一時保護の告知

子どもの一時保護は親権者の権利を制限するものであり、不服申立(行政不服審査請求)の権利を告知する対象となるため、子どもを一時保護したら速やかに親権者への告知が必要となる。共同親権者あるいは共同の保護者によって養育されている子どもの場合には、非加害者であると思われる保護者にも、加害が疑われる保護者にも共に書面と面接による家庭内性暴力被害の疑いによる子どもの一時保護の告知と説明を行なう。これには本ガイドラインに添付する冊子の提供も検討する。

通常は電話で保護者と連絡を取り、子どもを保護下に置いたことをまず告知する。次に具体的な経過内容、今後の対応について、面談による説明を提案し、直ぐに応じられるか、保護者の都合を尋ねる。

保護者がすぐの面談を拒否したり、キャンセルしたりした場合には速やかに文書による通知を行うと共に面談による接触の試みを続ける。

面談は子どもと同居する保護者の全てに対して設定されるが、両親等に対して個別に実施するか、父母同席で実施するかは事案と状況に応じて設定する。通常の優先順位は臨床的な援助の優先順位から、非加害保護者との接触が優先され、次に加害者との個別接触となる。共同親権者としての同席面接も設定されるのが原則的に妥当であるが、以下のように、個々の当事者の事情に十分配慮した対応が必要となる。

性的虐待や家庭内性暴力の事実は保護者間においても通常は秘密にされてきた問題であり、当事者間の利害対立の深刻さもあり、いきなり同席で面接した場合、それぞれが当惑や混乱の中で相手への感情や事態の複雑さに立ち往生してしまう危険性が高い。また DV 問題や加害者側の支配性が子どもや非加害保護者へ及んでいるような家族関係の場合、同席すると非加害保護者が加害保護者に支配されて望まない意思表示をせざるを得ないことも想定され、個別接触によるアプローチが重要である。

面談の場所は事態の推移を適切・安全に推移させるため、通常児童相談所に設定する。保護者によっては自宅や指定する場所への訪問を要請する場合があるが、それ自体が面接設定の主導権争いの交渉になっている場合があり、不測の事態の想定も含めて児童相談所等、公的な管理下にある場所で面接を設定することが妥当である。

例外的な事態として保護者の下に他のきょうだいがおり、一時保護の告知と共にそのきょうだいの安全確認が必要な場合に、保護者の居る場所に職員が出向いてきょうだいの安全確認を実施し、場合によっては保護も検討しなければならない事案があり得る。この場合には警察署長への援助要請による警察官の同行援助によって家庭訪問等を実施することを検討する。

【基本的事項】

一時保護の保護者への告知では以下の要点説明を行う

1) 一時保護の告知事項

- ① この一時保護は児童福祉法第33条に基づく職権保護である。家庭内性暴力被害の疑いを確認したことにより、子どもの安全と公平な調査のため身柄を保護した。保護の場所については適切な時が来たら告知する。
- ② 誰からの干渉や影響も受けなくて子どもに調査を行うため、関係者との接触をしばらく遮断する。子どもの安全が確認されない限り家庭には返せないが子どもの安全について責任ある保護者としてこの保護と調査に協力してほしい。
- ③ 調査は本人への面接調査、心理査定、婦人科・児童精神科等の医師の診察、保護者・家族、関係者への調査を行う。
- ④ 調査状況、本人の状況は随時保護者に伝え、それに合わせて保護者への事情聴取も行う。子どもの被害状況の内容によっては警察への連絡、通報、告発もあり得る。
- ⑤ 一定の調査が一段落したら、その時点で事後の方針を立て、児相として保護者とも協議する。概ね調査の期間は3週間程度である(3週間たったら子どもを返すのではない)。
- ⑥ 保護者には子どもの一時保護に対する行政不服審査請求の権利がある。行政不服審査請求は監督官庁を窓口として手続きを行う(教示文書面で内容を周知・確認)。

通常は以上の6項目であるが子どもの行動像、保護する場所の状況等を考えて、子どもの一時保護中に何らかのトラブルの発生が危惧される場合には事案・状況に応じて⑦を追加する。

- ⑦ 子どもを一時保護している環境には様々な子どもが生活しており、その生活環境については最大限専門的な対応を行っているが、子ども自身の行動や周囲の人間関係等においてトラブルが起こる可能性は全く無いとは言えない。何らかのトラブルが生じた際には速やかに保護者にも伝える。

この他、一時保護の告知面接では、子どもの家庭内性暴力被害の疑いを児童相談所が何と聴いているか、どのような心配があると児童相談所が考えているか等について、通告者を特定させないように配慮しつつ説明を行い、子どもの安全責任者としての保護者の考えや意見、感情を聴き、子どもの現状、児童相談所の考え、今後の見通しと可能性等を伝えることになる。これは当面の対応についての告知と接触であって、事後の対応についての詳しいやりとりは別の機会となる。なお、一時保護決定通知と行政不服審査請求についての告知は書面でも提供される。

多くの場合、突然の職権保護と性的虐待の疑いの告知は保護者や家族・親族に強いショックと反発を引き起こし、かつ子どもとの接触の一方的遮断や場合によっては一時保護の場所も秘匿される状況は、保護者には容認し難く、怒りを招くため、やりとりは激しい対立となることも多い。保護者に不穏な動きが予想される場合には、事前に所轄警察に一般警察活動としての援助依頼をしておくと共に、退去勧告、退去命令に基づく警察への出動依頼も検討する。

【基本的事項】

2) 一時保護についての告知面接の留意事項

一時保護の告知面接は、最初の保護者接触となる事例もあり、相談所と保護者の関係を決める重要な場面となる。面接者は児童相談所の姿勢・判断を明確に伝えと共に率直に対応し、想定される様々な事態についても可能な限り全てを示して話し合うことが重要である。また、子どもの身に生じているかもしれない危険について何が心配されるのか、どうしなければならないか、冊子などを提示しながら性暴力被害の阻止と支援の重要性について説明し、子どもの安全についての第一の責任者である保護者として、この事態を受け止め、児童相談所の対応に協力してもらいたいことを伝える。

この時点で既に、子どもが特定の人物からの具体的な被害を明確に訴えている場合には、その内容を伝え、可能であれば事情を聴くことも行う。

この面接は保護者がひとりで来所しても、複数対応を原則とする。

一時保護は児童相談所の判断に基づく行為であり、介入的な対応において基本的に子どもの同意は要しない。一時保護を保護者に説明する際に、子どもがそれを望んだのか、あるいは同意した上で保護したのかという質問は、しばしば保護者から発せられるが、一時保護の要否判断は児童相談所の判断として行うのであって、子どもの意向や承諾を前提にするものではない。もちろん、子どもには自分が一時保護を望むか望まないか、一時保護の決定を受け入れるか受け入れ難いか、また一時保護での生活になじめるか、なじめないかといった子ども個人としての意見表明の権利は当然認められるので、一時保護の要否判断は子どもの意向に従うものではないが、一時保護の決定以降の援助においては、子どもの意向、気持はできるだけ尊重され、子ども自身が納得して自身の生活を考え、意向を表明できるようにしなければならない。

非加害保護者へのアプローチ

非加害保護者への初期のアプローチの要点

【基本的事項】

7. 非加害者である保護者への関わり

[1] 非加害保護者についての基本的理解

1) 子どもへの支援者としての非加害保護者の重要性

性的虐待における非加害保護者は、被虐待児の以後の援助における予後に最も影響力のある人物である。非加害保護者が子どもの被害の訴えを信じ、子どもの援助者となる場合、被虐待児は最も有力な支援を得ることになる。

2) 第二の被害者としての非加害保護者

ただし性的虐待・家庭内性暴力被害問題において非加害保護者は、子どもに次ぐ第二の被害者である。加害者であるパートナー、被害者である子どもの両方から隠し事をされ、深刻な裏切りを受けた被害者である。あるいは、非加害保護者は既にパートナーからの DV 問題での被害者であるかもしれない。さらには過去の未だに癒されていない性暴力や虐待の被害者であるかもしれない。そして今、家庭内性暴力被害の疑いが発覚して以降、残された家族や他のきょうだいの世話をし、ともかくも生活を支えていかなければならない保護者である。非加害保護者との関わりにおいてはこうした被害者として、ダメージを負わされた人としての理解がまず必要である。

3) 子どもの安全の責任者としての非加害保護者

非加害保護者は親権者としては、子どもの安全の第一の責任者である。共同親権者が加害者である場合には今後の子どもの安全についての重要な責任者であると同時に、これまで子どもの安全が充分でなかったことについての責任者でもある。性的虐待や家庭内性暴力問題においては、しばしば子どもについての身体的虐待や精神支配、ネグレクト状況が先行している。これらの事態の経過についての非加害保護者の関与についても慎重に評価することが必要である。

4) 非加害保護者の評価と支援

被虐待児の支援において非加害保護者は重要なキーパーソンである。このために非加害保護者についての慎重な調査と評価、介入当初からの情報提供と支援の働きかけ、パンフレットの準備や残された家族を含む支援枠組みの構築が重要な課題である。

【基本的事項】

[2]非加害保護者との初期接触での留意点

1) 加害を疑われる人物とは分離した接点の確保

対応時点でDV被害が疑われる場合はもちろん、性的虐待が発生する背景にDV問題が潜在している事例は多く、またDV問題がなくとも、非加害保護者は第二の被害者であり、加害を疑われる人物とは分離した形での接点と支援が必要である。

2) 虐待の事実の告知と問題の認知状況、非加害保護者自身への評価

調査から確認されている虐待についての事実情報を伝え、冊子「保護者の方へ」などにあるような、現在行われようとしていること、当面の見通しについての情報提供を行なう。また、非加害保護者は子どもの虐待状況をどの程度、感じたり知ったりしていたのか、また全く知らなかったとして、どのように知り得ない立場に置かれていたか、加害者や子どもの言動を疑ったりしたことがあるか、また事実を知ったときのショックや感情について丁寧に状況を聴くことが必要である。

援助者はまず、非加害保護者自身の被害の状況、回復と修復のために必要な支援ニーズの評価を行うことと、そのための援助関係の構築が必要である。また、同時に非加害保護者からの事情聴取を通じて、子どもが開示している被害状況の裏づけや、家庭状況における全般的な子どもの安全確保の程度の評価、他のきょうだいの安全に関わる評価も行うことが必要である

3) 加害者との関係、加害者から受ける影響

日本の性的虐待対応においては、加害者、加害を疑われる人物を生活環境から法的に排除することが原則的に行われぬ。多くの事例で被害が疑われる子どもが分離保護され、家族はそのまま残される。

当初は子どもの被害の訴えにショックを受け、子どもの安全確保に動いた保護者も、その後の時間経過と共に加害者との関係修復に傾き、保護された子ども以外の家族の生活の継続維持が優先され、被虐待児との関係が疎遠になっていくという経過が、しばしば認められる。

非加害保護者と加害を疑われるパートナーとの関係は、児童福祉機関が直接に関与しづらい問題である。子どもの安全についての児童相談所の判断と、保護者の責任という観点から、子どもの最善の利益のために保護者には

- ① 子どもの安全を損なわず、子どもに再被害を起こす危険から子どもを守り、再被害を阻止する手立てを理解し、協力することには、加害を疑われる保護者も含め、保護者としての共同責任であること。
- ② 被害を受けた子どもにとって、非加害保護者が子どもの訴えを信じ、子どもの受けたかもしれない被害の深刻さを理解し、子どもを守るためにどうすべきか考え、子どもの以後の生活と成長に寄り添うことが非常に重要であること。

の理解を求めることが重要となる。

4) 今後の支援のための情報提供と協力要請

非加害保護者自身のダメージが重い場合、その回復がまず図られる必要がある。子どもへの性的虐待・家庭内性暴力はどのようにして起こったか理解し、親として、パートナーとして、そのことからどういう影響を受け、どう受け止めることが重要なのか、支援を受けることが必要である。

また、冊子「あなたへのメッセージ 親だからできること」や「家庭内性暴力被害を受けた子どもを守るためにあなたへのメッセージ」なども活用しながら、性的虐待が子どもにどんなダメージを与え、その回復の為に

【基本的事項】

どのような配慮と援助が必要か、当面予想しておく課題、援助機関がとろうとしている方針やそのために保護者があらかじめ知っておいた方がよい事柄、手続き、将来的に考えられる課題は何かなどについての情報提供が必要である。

これらの情報提供については初期場面の混乱したやりとりにおいて口頭だけで伝えることは不十分であり、冊子などの印刷物も提供して保護者が時間をかけて、随時、読んだり確認したりしつつ、次への展望を徐々に手に入れることが重要となる。

5) 継続的な接触とサポートの提供

非加害保護者とは初期から継続的に接触できるように日程調整を含めた準備と働きかけが必要である。ただし、子どもとの直接の接触はすぐには設定出来ないことが多く、そのことから対立や駆け引きが生じて関係がこじれることもある。粘り強く接触を続け、説明と説得、支援を継続させることが重要である。重要な観点は、非加害保護者自身の傷つきへの配慮と、子どもの安全に関する心配の共有である。非加害親が性的虐待の疑いや子どもの告白内容に不信感を表明し、子どもの告白に否定的な態度をとる場合には、よほど子どもの側の確信の強さとサポート体制が確保されていない限り、調査段階での子どもとの接触は制限せざるを得ない。

虐待を疑われる人物との接触

加害を疑われる人物との接触・調査の要点

【基本的事項】

8. 虐待者・加害行為を疑われる人物との面接(虐待事実の確認・告知)

性的虐待・家庭内性暴力における加害者・加害を疑われる人物が保護者の場合には、まず一時保護の告知において児童相談所が何を理由に、何を心配して子どもの保護と調査を開始したのかを説明することになる。また「保護者の方へ」の冊子を呈示して子どもの性暴力被害の深刻さを説明呈示する。保護者においては子どもの安全の責任が第一にあることから、たとえ当該人物が子どもへの加害を否定する場合でも、子どもの安全について重大な疑問がある以上、子どもの安全責任について最大限協力するように強く要請する。

性的虐待・家庭内性暴力における加害者には他の虐待問題の加害者と異なり、子どもとの当初の関係において子どもの安全についての重要人物として登場し、子どもとの強い絆を形成してきた人物が一定数存在する。これらの人物の子どもとの人間関係の経過をよく把握しておくこと、子どもへの加害行為を認めるかどうか、認めた場合には本人が述べる経過と事情について聴取しておくことは、子どもの当該人物との人間関係を検討する上での重要情報となる。

性的虐待・家庭内性暴力における加害者は他の虐待問題の加害者と異なり、性犯罪加害者との連続性がある。またDV問題における加害者ともしばしば重複する。DV加害者による性暴力、近親姦問題では生涯にわたる被害者への追跡傾向が指摘されている。

児童相談所は犯罪捜査機関ではないので、加害行為について厳しく追求したり問いただしたりすることはしないが、子どもの身に何があったかについての事実を明らかにして、子どもの安全についての曖昧な妥協はしないことを明示する。また必要なら随時警察に相談することもあることを告知しておく。*)

*) 警察との連絡・相談において加害を疑われる人物との接触について何らかの指示が警察からあった場合にはそれも含めて対応方法を検討することになる。

一時保護所での援助

一時保護所での子どもへの対応・援助の要点

【基本的事項】

9. 一時保護後の子どもへの援助 :被害確認作業まで

子どもを一時保護したら、まず子どもの分離保護のショックを受けとめ、安全・安心の実感を保障し、^{*}その上で性的虐待、および全般的な虐待被害についての調査:身体医学診察、および法的な被害(事実)確認面接(、心理診断評価、精神医学的評価、行動観察等を行って以後の援助を進めていく基礎とする。

^{*} 可能なら入所当初は個別対応の設定を検討する。個別対応は1人になれる物理的空間の保障と共に個別の対人援助の設定が必要である。自由時間に入所理由を尋ねられること、就寝中にそばに他人の気配がすることで眠れなくなる等の状況がしばしば認められ、静養室のような空間で、ケアスタッフは関わるが物理的には1人の空間が保障されるとか、誰かが個別に呼び出して対応する等の工夫が必要である。

[1] 一時保護後の子どもの反応と対応

一時保護による分離保護の安全が実感され、安心できる環境であることが感じられると、さらなる被害事実が語られたり、家族への思いがより克明に語られたりする。同時に保護されてしまった悔いや将来への不安、うわべだけであったにしろ、家族のまとまりや絆を失ったことの悼みによるジレンマも生じる。

被害の内容については、しばしば当初語られていたより深刻な被害が初めて語られることが多い。また場合によっては被害事実の告白を撤回することもある。

1) 初頭緊張と過剰適応への配慮と見守り

多くの被害児が一時保護された当初は比較的表面的に落ち着いてみえることがある。それは子どもたちが新しい環境で緊張して「何も無いように振舞うレパートリー」を使って必死で適応しているからであることが多い。中にはそのまま押し渡っていける程にタフな子どももいないわけではないが、それには別な理由、高度な適応力によって社会的な評価を受けるといった鎧が構築される場合に限られる。

通常は数時間～数日で子どもたちは過剰適応に疲れてくる。そして先述のジレンマが徐々に日常の適応行動を浸蝕するほどに力を持ち始める。多くの子どもが夕刻～夜間の生活時間を特に苦手に感じている。また個人的な時間をどう過ごすか、周囲の人間への対人反応をどのように維持するか疲れてくる。

しばしば過剰適応は数日で終わる。何らかのきっかけで適応が破綻し、トラブルとなって表現されることが多い。こうした流れを連続的な文脈として理解しておくことが重要で、そうでないと些細な破綻のトラブル内容ばかりを重大視してしまうことになる。入所以来、無理をしてきたこと、それがもう続けられないこと、もしかするともう続けなくてもよいこと等をケアスタッフ側が受け止めることが重要である。

2) 個別の担当者の設定・定期的・定点的な担当者の面会によるサポート

入所初期2週間程度期間は特に、本人のサポートとして交代制勤務の各クールに1人、子どもの担当を明示して設定し、入所当初からの子どもの状態を定点観察すると共に、初期の過剰適応の疲労や周囲の子どもからの侵害的なアプローチ、何らかの後遺症状(解離性幻覚や解症状、PTSD症状など)、何度も繰り返し起こる不安感(これでよかったのか、これからどうなるのか)等を、問題経過の確認抜きで話し合え、見守れるようにすることが重要である。

理想的には児童相談所の対応チームメンバーとして、子どもサポート選任の担当職員が配置されることが望ましい。職員は児童心理司でも児童福祉司でも場合によっては一時保護所の職員でもよい。虐待者の性

【基本的事項】

を避け、確実な予定管理によって子どもに予想できる生活リズムとしての面会・面接を設定することが重要となる。「自分のしたことは正しい、間違っていない」「自分の感じていることは間違っていない」という確認や、一時保護所の生活と自分の状態を定期的にモニターしてくれる人間関係の存在が重要である。

3) 性加害傾向児からの被害の阻止

一時保護所には様々な境遇を生きてきた子どもたちが出入りしている。中にはこうした被虐待児の影を嗅ぎ取って反応する子どももある。時にそれは新たなトラブルの原因ともなり得るが、慰めや支えとなることもある。また性的な色彩を帯びた過度の親密性や受動的反応性を見破って性的攻撃を仕掛けようとする子どももある。こうした子どもは相手の子どもの反応性を確かめる「探り」を仕掛ける。

「探り」行動は例えば「通せんぼをしてジリジリとにじり寄る」「すれ違いざまに胸や尻を触る」といった行動で、それに対して無反応で騒がない、誰にも言いつけない、何もなかったかのように無視するといった被害児特有の反応を見極めると性的攻撃に移る。交替性勤務の定点観察者が子どもに定期的に「誰かイヤな子はいない?」「何か嫌な事をされたり言われたりしていない?」と尋ねること、何か「気になること」があったらすぐに知らせるようにさりげなく子どもに声をかけておくことで、こうした探り行動の多くが見つかり、性的アプローチが未然に防止できる可能性が高くなる。

4) 解離性の性的表現への注意

性暴力被害児のいくらかには、性被害に対する無反応性だけでなく、解離性の性的表現行動がみられることがある。すれ違いざまに男子の股間をつかんだりつついたりする、後ろから呼びとめて抱きつく、下着を脱いで股間を見せる、などの行動があるとされている。いずれも当人は解離状態でそうした行為を繰り返しており、その際の意識や記憶が無い。我に返った途端に驚いて逃げ去るか、叫んで騒ぎとなる。こうした行動は頻繁な性的トラブルを起こしやすい。

しばしば年長の入所女児の中にはそうした子どもの微かな性的な動きに敏感な子どももいる。生活援助職員はそうした子どもとのコミュニケーションも含めて子どもの動向を把握することが重要である。経験的には一定時間、子どもの行動をさりげなく継続的に観察することで唐突な逸脱的な兆候を把握することができる場合がある。

5) 黙っていられなくなる子ども

子どもの中には躁的に環境に反応し、秘密を持ち切れず、性非行の子どもたちの来歴に触発されたりして自身の性暴力被害を周囲の子どもたちに話し始めることがある。「もう守らなくてよい秘密」あるいは「秘密を打ち明けることで孤独の苦しみを逃れたい」ということもあるが、多くは「適応の疲れ」が背景にある。興奮状態はしばしば被暗示性の高さを伴い、自分の経験と他人からのコメントや経験談が混在する語りへと変容する危険性が高く、早急に被害についての事情聴取を設定する必要がある。

適応のための教育として、プライバシーの枠を守り、特定の相手との関係に絞って「自分の事情についての話」をするようにコミュニケーションチャンネルをコントロールすることを教える必要がある。また性暴力被害とは別な来歴、子どもの社会性や対人反応上の課題が露呈してくることが重なっている場合もある。

【基本的事項】

6) 行動観察と援助ニーズの見極め

性暴力被害による心的外傷性の問題や慢性的なストレスの影響は、長時間ぼーとして周囲への反応が乏しくなる解離症状や様々な対人的な性的表現行動、PTSD 症状等に現れる。過覚醒による ADHD 様症状や興奮性の高さ、自傷行為、夜間の入眠困難や睡眠障害を引き起こすことも知られている。一時保護所で生活において、これらの問題・症状の出現やその頻度、兆候等が慎重に観察され、援助ニーズが見極められていくことが、その後の生活場面での援助の判断にとって極めて重要な観察情報となる。

7) 一時保護の安全感の受け止め

より多くの子どもの反応は、一定時間、新しい環境での適応にエネルギーを使いつつ、周囲の状況を見回して、本当に状況の変化を感じ取った時に、今までの生活を抜け出して変わろうと実感することである。このタイミングが、安全・安心の感知にあるとみられる。これは概ね一時保護から 2 日～14 日程度の間に生じるが、虐待者のマインド・コントロールの強さ、子どもの異議申し立てをサポートする大人の存在、子ども自身がサポートされていると感じる出来事やその程度によって若干異なる。この時点までは被害確認情報の客観性保持のため、被害経験の内容に関する話は本人から話す以外、最低限度にする注意が必要である。本人が自身の安全を感じた時点で被害事実の確認調査を行うと、それまでには出てこなかった事実の告白がみられることが多く、またその結果の情緒的混乱や撤回は少ない。*)

*) 被害確認面接のタイミングは、情報の混濁、周囲からの話かけに等よる情報汚染の危険性を考えると早い方が望ましいとされる。ただし、子どもが自身の安全を信用できていない状況では真実を話すことは難しい。子どもが児童相談所の保護を信用できず、虐待者や家族が自分を連れ帰りに来るのではないかと感じている間、子どもは何をどこまで言うか迷ってしまう。もちろん、自身の被害体験を黙っていることができず、誰彼なしに話してしまうような場合や、早く被害の事実を確認してほしいと感じている場合には、できるだけ早期に被害確認が実施されることが望ましい。

この点、CPS が保護にきた時点で、それは性的虐待の疑いによる保護であることや、自分が被害事実を話せば加害者が排除され、自分は最短時間で安全に家族の元に帰れる可能性があることを、多くの子どもがあらかじめ教育によって周知され、理解している欧米と日本では事情が違っている。

【追加的事項】

子どもの一時保護と保護者への一時保護の告知が行われた段階での対応チームの編成

対応は常時、複数対応を前提にチームを組むことが望ましい。全体の進行管理は組織の責任者が行う。

チームは児童相談所の内外の複数のスタッフ構成で、可能な限り全員が全体の進行情報を共有する。

理想的な役割と配置は以下の通り

全体責任者: 進行管理・方針決定

所長、チームリーダー(課長・係長等)

ケースの負担: 実際の対応進行、非加害・加害保護者対応等

児童福祉司(主・副の2名体制)

子どもの担当: アセスメント・方針協議、法的対応にも参加

児童心理司

一時保護所での子ども担当: 各交代制勤務体制ごとに 1 名

職種問わず

医療面の担当: 子どもの健康面、診察・受診の調整対応

保健師 常勤医師

医療面の担当: 子どもの診察 被害確認の診察等

医師(外部機関)

被害(事実)確認面接担当者: 面接のみを担当

職種問わず

法的な対応: 裁判所への申立て等で参加

弁護士

その他の応援: 随時必要な場面で応援体制を組む

他課の責任者 スタッフ

【基本的事項】

[2] 子どもの性的被害事実の確認に関する援助

子どもの性暴力被害事実についての調査としては、周辺関係者への調査、子どもへの一般的な面接調査と共に法的な立証性の観点からの性的被害(事実)確認面接(欧米の forensic interviewing にあたる)と、医学診察がある。性的被害(事実)確認面接と医学診察はいずれも被害確認の重要作業であるが、子どものトラウマ性の問題に触れる調査であり、一時保護所でのサポートが重要である。

1) 性的虐待の被害(事実)確認面接へのサポート

被害(事実)確認面接は呈示のタイミングと対応スピードが重要である。子どもには担当の児童福祉司からあらかじめ、自分たち担当者と子どものやりとり以外に、「何があったのかを聴く面接」が別に設定されることを伝えておく。面接設定の前日か2日前には面接の日時と面接者名を伝えるが、面接者についての詳しいイメージをあらかじめ与えるような情報は示さない。子どもが不安を訴えたら、何が心配か尋ね、落ち着いて普通に話せることを話せばよいと伝える。

面接の設定自体について、子どもの意向を尋ねたり、同意を求めたりはしない。子どもの意向を尋ねることは、援助者の不安を伝え、外傷的な出来事を思い出すことの恐れや恐怖を刺激し、告白の葛藤やジレンマを増幅させる危険性が高い。さらに実際の質問を示さずに、あらかじめ同意を求めることは、子どもにはより侵害的となる。それはまさにこれから何らかの性暴力をはたらこうとする加害者の侵襲性と多くの点で類似し、被害的な事態の再現性を伴う危険な刺激となる。

面接前後は特に子どもの状態が不安定となり、荒れる危険性が高くなる。一時保護所の職員は子どもの不穏状態について、見守りとサポートが必要である。また担当児童福祉司か子どもの治療的なアプローチの担当者は面接終了後、できるだけすぐに子どもに会って、情緒的なサポートを行えるように準備する。

2) 身体医学診察設定へのサポート

性的虐待被害の医学診断に関する身体医学診察は、性暴力被害についての診察ができる子どもと同姓、あるいは加害者の性を避けた産婦人科か法医学、小児科の医師が担当するべきである。この診察は理想的には性的虐待についての被害(事実)確認面接と組み合わせて連続的に実施されるのが望ましい。この診察の専門性を持つ医師がいなかった場合には、性暴力被害に関する直接的な診察は行わず、妊娠と性病感染の有無、対応処置、身体的虐待の有無とその対応処置のみを医師が担当するように設定せざるを得ない。

性的虐待についての身体医学診察は殆どの子どもにとって未知の経験であり、強い不安を伴う。診察は通常、子どもの担当児童福祉司から説明する。「あなたの体の健康のために診てもらいましょう」と説明し、当日はどこに行くか、誰と一緒に付き添うかを併せて伝える。

子どもの不安の中心は自分の体がもう正常でないことへの怖れである。性的虐待は多くの場合、子どものボディ・イメージを傷つけており、自分の体がもう正常でないと感じている子どもは多い。性や自分の体に関する知識の課題もこれに伴う課題である。また診察設定は被害確認面接で賦活されるトラウマ性の記憶と重なって子どもに強いトラウマ性のストレスを与える危険性が高い。

【基本的事項】

診察前夜は一時保護所の職員が本人の状態確認をすることが望ましい。何か不安があれば話を聴き、サポートすると共に、なにか話したいことが生じたら誰に声をかければよいか明確にしておく。当日は見送る人と迎える人が同じで、子どものことを気にかけて見守っていることが子どもに分かりやすく明示されるようにすることが望ましい。

診察直後の夜も本人の状態確認が重要である。PTSD 症状等性的虐待のトラウマ性の問題を持つ子どもの場合、特に経過を慎重に観察することが必要である。診察場面での本人の様子や医師から伝えられた結果の内容、今後の予定についても情報把握が必要である。子どもから何か話したいことが生じたときに誰に声をかければよいか、明確にしておくことが必要である。

最終的な結果の告知内容と本人の受け止めによって、医学診察とその結果助言は傷ついたボディ・イメージ回復の端緒となることができる。また性的侵害行為がどのようなものであったかが明らかになるに従い、性暴力被害に対応した治療的な性教育の設定が検討されなければならない。

被害(事実)確認面接の実施

児童福祉領域における forensic interview の実施

【基本的事項】

10. 子どもの性暴力被害についての被害(事実)確認面接(forensic interview)の実施

(面接の具体的詳細についてはトレーニング実施と共に呈示される。概要については別冊参考資料参照)

[1] forensic interview の定義と呼称、児童福祉における被害(事実)確認面接

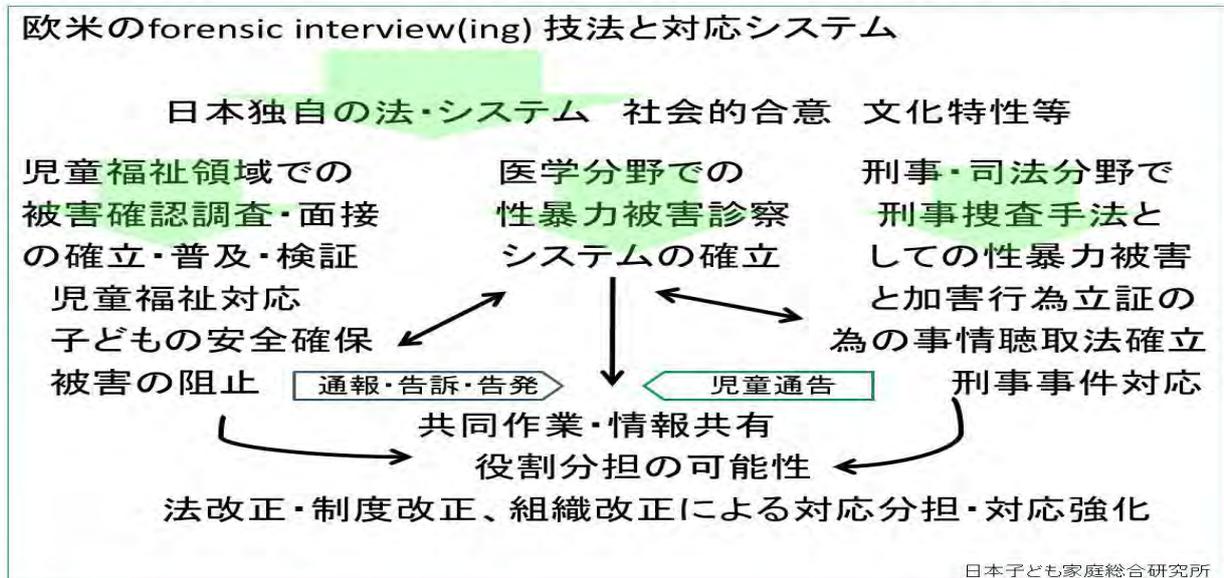
forensic interview はこれまで一般的には「司法面接」と呼ばれてきた。本ガイドラインでは、forensic interview の基本的特質を児童福祉、刑事捜査、医学診察それぞれの領域での客観的な法的立証性の確保に配慮した、特別に設計された事情聴取法にあると理解している。ところでわが国の現状では、forensic interview の法的なシステム上の位置づけは確立していない。そこで、当面は児童福祉領域において、主として、子どもの分離保護や加害者からの再被害の阻止のための親権に対する権限介入における客観的な事情聴取面接を、「児童福祉における forensic interview:被害(事実)確認面接」とし、将来扱うべき「刑事捜査における forensic interview」を「司法面接」とし、さらには「医療診察での問診における forensic interview」も区別して扱う。英米を中心とした「forensic interview」「forensic interviewing」は技術的にも、制度的にもこれらが統合されたものである。以下に以上の整理を示す。

◆わが国における forensic interview の呼称を伴う整理の提案

- 児童福祉における事実調査面接としての forensic interview ⇒ 被害(事実)確認面接
- 刑事捜査における事情聴取法としての forensic interview ⇒ 司法面接
- 医療診察の問診における事情聴取としての forensic interview ⇒ 被害診察における問診

英米における子どもからの事情聴取法としての forensic interview ⇒ forensic interview

法的被害確認面接の日本における今後の展望



上記の区分を日本の現状と今後の課題状況として示すとこのようになると考えられる。

児童福祉、医療、刑事捜査の各領域が自らの体制と専門性において forensic interview に基づく法的な客観性と立証性に配慮した事情聴取法を認知・確率したときに初めて欧米の forensic interview と類似の体制整備の検討が実現する。ただし、そのためには法、組織体制、執行機関の権限設定、分担・共有する専門性等の背景となる条件整備が同時に成立していなければならない。もっとも日本が諸外国と違っているのは法と裁判所の関与であろう。

【基本的事項】

[2] forensic interview の実施: 性的虐待の被害(事実)確認面接の設定と対象

被害(事実)確認面接は、子どもの被害を聴取するための調査面接である。法的な客観的立証性を確保するための要件*)を満たす事情聴取法であり、臨床的アプローチとは違って被害の具体的事実を直接扱う。

従来から、この非臨床的な侵襲性の強い面接をどういう対象に実施するかということが、児童福祉領域では問われてきた。これについて以下の要件を基本とする。

児童福祉における forensic interview としての被害(事実)確認面接は、児童福祉法上、子どもの安全のために、親権に対して児童相談所が緊急一時保護以外の権限介入の判断を行う必要がある場合、その根拠となる事実確認のための本人への調査面接として実施される。権限介入の判断は事案により、現時点から、遠い将来の時点までに及ぶ可能性があり、その可能性がある限り、客観性と立証性の保障を前提とした慎重な本人への事実調査として、被害(事実)確認面接の手法による事情聴取が実施されたかどうか問われる機会が生じ得ると考えられる。

この基準に照らして慎重な事実確認が必要な事案が基本的に被害(事実)確認面接の対象事案である。

*) 法的な立証性・客観性の中核は、誰からも 暗示、誘導、教唆、強要、脅迫、報酬といった関係性や情報の操作、事前情報を与えられることなく、本人が自発的に表明・報告・表現した情報の確保にある。面接の中で情緒的な共感を示したり、子どもを慰めたりすることは禁じられる。

[3] 誰が被害(事実)確認面接を担当するか

1) 職種

被害確認面接は特定の職種の専門性に属さない独自の専門性を持つ。従って、児童相談所における被害確認面接の実施に当たっては、誰がその専門性を持つかによってどの職種にある者が実施しても良い。児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、指導員、保育士いずれの職種にも制限は無い。ただし、2)の項で述べるように、子どもの援助担当者、日常的な援助者は面接担当者となることを避けなければならない。場合によって面接者は外部の専門家への委託によることも可能である。ただし、児童相談所での一連の作業、対応チームとの共同作業の体制を組むことが前提でありそのシステム化が課題である。

2) 面接者と対応チームスタッフ

面接者は子どもに重い負担をかける事情聴取面接を実施することになるので、当該の子どもの援助担当者以外から選ばれる必要がある。子どもの支援方針や援助経過に責任を負うスタッフは、初めから子どもの援助に一定の方向性でのプレッシャーを背負っており、その意味でも公平で中立の面接設定には望ましくない。また以前のことであるにしろ、子どもが日常生活場面で信頼を寄せ、利害関係を持ったことのある人物も、客観的で公平な面接者として不適切である。面接者は子どもにとっては初対面の未知の人物で、面接者と子どもの接点は面接のみでそれきりになる関係が最も望ましい。

【基本的事項】

3) チーム対応におけるバックスタッフの設定と要件

forensic interview の標準的な設定では面接者は子どもと個室で、1対1で面接する。面接はビデオで録画・録音され、近くにあるモニター画面か、あるいはワンウェイ・ミラーから他の職員が面接を観察し、必要なバックアップを行う。このスタッフのことをバックスタッフと呼ぶ。面接者は面接途中にブレイクと呼ぶ小休止をとり、子どもに説明した上で面接室を離れ、バックスタッフと面接内容や進め方をチェックして面接に戻る。

バックスタッフの存在はあらかじめ子どもに告知され、誰が面接を見ているかも告げられる。

バックスタッフに入るのは、児童相談所の対応チームスタッフとして、面接とそれに関する対応判断を直接担当する者に限定される。

例外的に認められる範囲は面接のトレーナー、スーパーバイザー、児童相談所が法的対応上、特に必要と認めた司法関係者等のみで、いずれも知り得た情報の目的外使用の禁止と守秘義務を前提とした参加が条件となる。

子どもの日常生活での利害関係や人間関係を分かち合う人物、その他子どもがその人物が面接を見ていることによって何らかの影響や圧力を受ける可能性がある者、その後の生活場面等で心的圧力を感じる危険性のあるような人物は参加してはならない。

4) 面接者の性別

面接者は加害者の性を避けることが原則である。男性加害者からの被害の面接は女性が担当することが望ましい。同時に被害を受けた子どもが加害者や被害体験を強く連想させる何らかの刺激特性を面接者が持っていないことが望ましい。特異な例としては被害者が助けを求めたのに守ってくれなかった母や近親者の女性を強く恨み、敵意を抱いていることが明らかな場合には男性加害者からの被害であっても男性が面接する方が良い場合もある。また男性加害者からの男性の被害者の事例で女性が面接者となった場合、当の子どもが女性に自分の被害体験を語ることに強い抵抗を感じる場合があり、男性が面接する方が適切な場合もある。

【基本的事項】

5) 注意すべき特殊な例: 治療中、指導中の発覚対応について

特殊な事例として、心理治療や心理検査、生活指導の場面で治療者や検査者、指導職員など、子どもの援助担当者に対して、子どもが性的暴力被害体験を語り始めた場合の対応がある。

事案が既に法的被害問題としては対処済みであって、治療的なアプローチや生活指導上の対応だけで扱えるという判断がある場合以外、子どもの告白を聞いた援助担当者は最低限度の子どもの告白を受けた時点で聴取をいったん区切り、「あなたの話してくれたことは、あなたの安全についてとても大事なことなので、あなたの話を聴くための専門の担当者と話してほしい。これからできるだけ早くその人との面接を用意するからその人と話してほしい。私はそのことであなたがこれまで経験してきたこと、これから経験するかもしれないことや、その時の気持ちを聴くために傍にいる人になるから。」と伝えて被害調査面接か被害(事実)確認面接を手配しなければならない。場合によってはその場で調査時保護の介入判断をする必要もある。

子どもの告白を聞いた援助担当者は通告者となり、子どものサポーターになることが求められる。

特に注意が必要なのは治療的なアプローチにおいて出現する性暴力被害の告白である。治療的な場面では、子どもは事実のみを話すことを期待も要請もされていない。しばしば治療的なアプローチでは事実と比喩的な表現、挑発的な誇大表現や、記憶と連想的なファンタジーは区別されないし、むしろそうした自由で囚われない表現や発想が許容される。もしも子どもが本当に事実を告白していたとしても、「治療場面での告白がファンタジーでは無いと証明できるか」「子どもが治療者の期待や治療者の注意を惹きたくてそういう作り話をしていないと証明できるか」という審査・反論が成り立つ。さらには「治療者と子どもの間に暗黙の、あるいは無意識の暗示関係が生じてそうした幻想が生じたのではないと証明できるか」といった反論すら可能である。併せて、本来子どもの自由な表現を内容の事実性の吟味なく、そのままの流れで受け取り、制限を加えないことが臨床的な援助では重要であるのに、そのルールを被害事実の確認という目的に切り替えてみると、子どもとの治療的な交流は深刻なダメージを受けてしまうことになる。被害確認面接は子どもの自発的な口述を求めるが、常に質問するのは面接者であり、話すことは事実あったことだけにするように要請され、話題の連想的な逸脱は制限され、被害事実焦点化される。これは自然な子どもとの治療的交流とは全く異なる。

【基本的事項】

[4] 被害(事実)確認面接の目的は被害を追及し真実を暴くことではない

被害(事実)確認面接はその原点において、子どもの証言の法的な立証可能性を重視する。子どもの面接での発言を、周到にコントロールされた質問と面接条件によって統制された客観性・立証性のある証言とすることが重視される。

被害(事実)確認面接の基本的な目的は、隠された子どもの被害をさぐり出し、事実を暴くことではない。ただ、ありのままを尋ね、語られることについて淡々と単刀直入な質問を行うのみである。もしもそれ以上に追及・解明の姿勢を面接者がとるとすれば、それは子どもへの無言の教唆・強要となり、しばしば受動的な子どもの順応性を強化して、誇張した表現を引き出す危険性を持つ。また、「いい加減なことを言ってはだめ、本当にそんなことがあったの」とか、「嘘は言ってないだろうね」といった不信感やストレス圧力をかけることで真実性を“洗う”ような手法も用いない。虐待は圧倒的優位者からの支配と教唆の上に成り立つ事象であり、子どもはまだその犠牲者としての態勢から脱しておらず、独立した個人として加害者の圧力をはねのけて加害者を告発するような位置には立てていないと理解すべきである。面接者は性暴力の被害に常に付きまとう受動的な被害者性が子どもにとってはより顕著であることをよく理解していなければならない。

[5] 法的な立証性に焦点づけられた面接が確保すること

ありのまま、何らの教唆、誘導、報酬呈示の影響も、評価的な圧力も、周囲の大人の意図、感情といったことから、最小限度の影響しか受けない状況で、子どもが自発的に、「何が、いつ、あったのか、それはどのように、誰によってなされたか」ということについて語ることがらを、ただ聴きとり、記録すること、子どもは何と尋ねられ、何と語ったか正確に記録すること、のみである。実際の被害の有無、確からしさ、被害内容や子どもの証言の信憑性等の評価は面接実施後の別の作業である。

[6] 被害事実の確認作業はそれに続く対策・対応の整備が欠かせない

ここで、「なぜ被害確認面接を実施するのか」についての背景要件を確認しておきたい。被害確認面接の実施は、その結果としてより確実に子どもの安全が守られ必要な援助が実施提供されることが前提である。

必要に応じて子どもを充分に守れる保証がないのに事実だけ聴いて子どもを守ることができなければ、子どもの絶望感は以後の被害の開示を大幅に制限してしまう。加害者はより深く被害者を取り込んでしまうことに成功するだろう。沈黙と孤立の壁はより厚くなってしまっただけである。被害確認面接はそれだけで独立した手続きではありえない。子どもの安全を確保し、守り、援助できる体制の中においてのみ有効に機能する手続きである。

医学診察の実施

forensic interview に準じた問診と子どもへのサポート

【基本的事項】

11. 子どもの性的虐待についての身体医学的診察

医学的診察の専門性については別の参考資料^{*)}等を参照のこと

[1] 身体医学的診察(虐待認定のための診察)の理由と目的

医学診察所見と被害(事実)確認面接の内容が照合されて、調査としての性暴力被害事実の評価が確実なものとなる。性的虐待は医学的な身体的所見が明白に認められることが少ないと言われている。しかし、それは専門家が判断したうえで確認されることであり、児童相談所としては、性的虐待・性暴力被害が疑われる事例では、すみやかに医学的診察と検査を行う必要がある。特に、被害直後の場合、刑事証拠保全が課題となり、速やかに警察と連携を取って刑事証拠保全ができる医療機関に受診することを検討すべきである。同時に緊急避妊の対応が必要な場合もある。

医学診察では性器や肛門およびその周辺部位の診察、また性感染症(STD)のチェック、さらに妊娠の可能性が考えられる場合には、その検査も必要となる。性感染症については一定の時間経過が必要な検査もあるので、当面実施が可能なものから検討する。

性器に及びその周辺に損傷などの異常所見が認められたり、低年齢児に性感染症が確認されたりした場合には、性暴力被害が事実であったことを示す有力な材料となる。ただし、もし、そうした所見がなくても性的虐待を否定することにはならないことも知っておくべきである。時間経過と共に痕跡が消失あるいは不明確となったり、身体的損傷ないしは痕跡を残すまでに至らない性的行為の場合、医学的には明確な所見が得られないことも多い。

面接における子どもの説明と医学的身体所見が一致しない場合には、新たな事実確認の必要性が提起されることもある。性交渉は無かったとの証言にもかかわらず頻繁な性器挿入等の痕跡が確認される場合や、性器挿入の証言が身体診察で否定されることもある。性感染症の発見は治療の必要性があるだけでなく、何らかの性的接触が子どもに対して行われた強い疑いを確認させることになる。

受診の際には、子どもの不安を取り除く必要があり、そのためには前もって子どもへ身体的な健康のために診てもらおう、といった一定の説明を行うことや、当日は(同性の)担当職員等が付き添うなどの対応が望ましい(一時保護所でのサポート p.47-48参照)

[2] 身体医学的診察と治療援助上の意味

医療的対応の意義には、虐待事実の認定以外に次のようなものがある。

子どもは性的虐待による身体的侵襲の程度を正しく認識できていないため、自分の体について誤った認識を持っていることが多い。身体についての不安や誤った認識に対して、成長発達のには何ら問題が無い、将来子どもを妊娠し出産することについても何ら問題は無いだろう等と修正すること、何か心配事は無いか尋ねて説明を受けること、性感染症等への適切な治療が行われ、健康な身体をとり戻すことが可能であると学ぶ経験は、身体イメージの回復につながり、重要な心理的ケアの意味を持つ。そのことを援助者が認識して対応することが必要である。また受診報告は、性的虐待によって子どもの心や体が傷ついていることを保護者(非加害親)に理解してもらうチャンスにもなる。受診の結果、性交にまで至っていることが客観的に明らかになり、非加害保護者が虐待者との関係を整理するきっかけになる場合もある。

【基本的事項】

[3] 診察の対象事項

診察の対象事項は、性的虐待の可能性に関して、妊娠、および性感染症の有無の確認と、身体診察所見が初期被害調査面接、被害(事実)確認面接および、その他の調査等で得られた子どもの証言や関係情報と矛盾しないかどうかの確認である。ただし、必ずしも詳細な被害確認面接が医学診察の前に終わっているとは限らず、医学診察が先行する場合もあるので、診察の場で直ちに情報の照合が行えるとは限らない。診察の詳細は別の資料・文献*)に譲るが、診察には子どもと同性の職員が付き添うことが必要である。

診察は通常2段階に区分され、問診と診察、性感染症の診断のための標本採取が第1段階、援助担当者への所見説明と打ち合わせ、および本人への結果説明が第2段階である。触診と標本採取はその必要が認められる場合のみ実施される。結果説明は診察当日に行われるものと、標本の培養試験後、後日行われるものがある。

緊急の被害診察では、刑事証拠保全:体液等の残留物の証拠採取を行うか(刑事事件の手続きをとって証拠保全する設備があるかどうか)を行うか、レイプキットを使うか、緊急避妊薬の投与を要するか、コルポスコープ等での写真撮影を行うか、医療処置として外科的な対応が必要か、等が課題となる場合もある。

*)女性の安全と健康のための支援教育センター 訳 医学監修 奥山真紀子 佐々木静子 翻訳監修 朴 和美(2008)
「ニューヨーク州保健省・社会福祉省 編纂 子どもへの性犯罪に関する医療プロトコル」特定非営利法人 女性の安全と健康のための支援教育センター

[4] 診察を担当する医師

医学診察は、性暴力被害診察の専門性がある医師が実施しないと有効な所見が得られないばかりか、子どもに不適切な対応をしてトラウマを与えてしまう危険性があるので注意が必要である。

専門的な被害診察はできないが、妊娠と性感染症について、産婦人科医の診察を受ける必要がある事例もある。この場合、可能な限り、事前に援助チームは医師と協議し、適切な診察の準備をすることが要請される。特に医師が子どもと同姓であること、性暴力の被害内容について問診で医師があれこれ質問してしまうと、法的な立証性が失われる危険があること、子どもは性暴力被害を正確に理解していないばかりか過剰な不安や逆に無知の状態にあること、被害を感情的には受け止めきれていないこと、そのため、些細なことをきっかけに自分自身や自分の身体が異常であると思込みやすいこと、等をあらかじめ診察する医師が十分に認識して診察に入ることが必要である。

もしも妊娠、あるいは性感染症り患の可能性が高かったら、医師はどのようにそれを説明し、援助チームはどう対応するかについても、あらかじめ協議しておくことが必要である。

[5] 子どもが妊娠していた場合

子どもが妊娠していた場合、まず本人への告知が課題となる。同時に親権者への告知と協議が必要である。月齢が人工妊娠中絶不能な時期に達していたら、被害児の出産と生まれてきた子どものケアをどうするかが課題となる。人工妊娠中絶が可能な時期にあればどうするか、本人、非加害の保護者と話し合わねばならない。加害を疑われる人物が保護者の場合、その保護者にも告知が必要となる。

【基本的事項】

人工妊娠中絶が選択された場合も、出産が選択された場合も妊娠の生物学的相手が誰であるのかは確認を要する。これにはDNA鑑定が必要となる。DNAの鑑定は当事者の任意の協力を要請することによって行うことになる。複数人物に加害可能性がある場合に、申し立てられ、認められている加害者以外の人物による妊娠であることがDNA鑑定をきっかけに発覚する事例がある。子どもの安全確保の観点から加害者の特定は必須である。性的暴力による子どもの妊娠が確認された場合、刑事告訴も検討する。

被害児が出産する場合、被害児のケアが極めて重要となる。非加害保護者や親族による子どものサポートが重要となるが、同時にそうした関係者は事態に巻き込まれた被害者・利害関係者としての混乱も抱えており、援助チームによる冷静なマネジメント、アプローチが必要となる。また加害者が特定されている場合には加害者からの関与を確実に排除しなければならず、必要なら法28条の申立てによる施設入所を確保することが前提となる。加害者が特定されていない場合には、加害者の潜在的・侵入的関与も警戒しなければならず、被害者を被害問題が発生した環境に留め置くことはしてはならない。

時として認められるのは、生まれてくる子どもの処遇をめぐる不自然で混乱した家族の対応である。出産する場合、被害児の戸籍に出生が記録されることは避けられない。まずこのことが保護者、親族・家族を戸惑わせる。さら子どもを産む被害児が未成年であるために、生まれてきた子どもの養育・親権の扱いにおいても保護者、家族、関係者の間で様々な意見が生じることが多い。臨床的経験から忘れてならないのは、欺瞞的で事実を隠蔽するあらゆる試みは対応の病理的不健康さをはらみ、将来に重大な禍根を残す危険性が高いということである。非嫡出の出生児の戸籍・親権・養育関係に不明確で不穏な情報が散見される親族間に、世代を超えて繰り返し出現する近親姦の潜在がしばしば認められることを臨床家は肝に銘じておくべきである。問題の隠蔽は同じ問題の再発への抑止・予防力を著しく低下させるのである。

なお生まれてくる子どもと産んだ子どもの将来とその関係については、慎重な検討・配慮と親族を含む方向づけが必要であり、出産までにその全てが解決していることは稀である。通常は出現した事実を前にしてから、どうすべきかの混乱した事態が始まる。こうした状況を見越して、性的虐待・家庭内性暴力によって子どもを妊娠・出産する被害児、および生まれてきた子どもは当面の間、一時保護、施設入所等の分離保護下に置くことが適切である。

周辺調査とソーシャル・ワーク

性的虐待事案における周辺調査と家族状況評価

【基本的事項】

12. 性的虐待通告事例における周辺調査とソーシャル・ワーク

児童相談所は児童福祉領域における行政サービスや行政権限の判断・執行機関であるとともに、臨床的な専門機関である。児童相談所の援助や介入は、臨床的な専門性に立脚した判断・根拠なしには行われえない。ここに児童相談所におけるソーシャル・ワークの重要性がある。

ソーシャル・ワークはカウンセリングやその他の専門的な臨床的相談援助手法に共通する、当事者間の対等な契約関係に基づく援助だけでは収まりきらない側面を持っている。ソーシャル・ワークにおいても当事者の主体性を尊重した問題解決が重視されることは当然であるが、これに加えて、ソーシャル・ワークは当事者・関係者の置かれている状況や個人が持っている認識、価値観、利害関係、とるべき対応について、相談関係そのものを半ば対象化して、より客観的な社会的文脈、人権の立場からみた個人々の最善の利益、社会正義の原則等に基づき、積極的・能動的な対応判断を示すことが求められている。これにより、ソーシャル・ワークは、一般的な対人援助サービスにおける当事者間の対等な契約関係に基づく臨床的な援助にとどまらず、権限と責務(それゆえ不作為の責任も負う)をともなった法制度に基づく、行政サービスや介入判断のためのアセスメントをも担っている。

英米の制度ではこれらのソーシャル・ワークにおけるアセスメント、判断、対応方策の策定は、個々の事案の応じた裁判所・司法機関の審査を受け、実質的なサービス提供や介入行為の決定・実施に至るのであるが、もっぱら行政サービスだけがほとんど自己完結的に執行されていく日本の児童福祉サービスにおいては、かえってその社会的・行政的、あるいは法的・制度的な判断・介入におけるソーシャル・ワークとしての調査やアセスメント、方針決定の責任性が、治療的な臨床的専門性と識別されて十分に意識化されておらず、その吟味や評価、関与の位置づけを整理してこなかった側面がある。

子ども虐待対応、性的虐待・家庭内性暴力被害への対応では、特にソーシャル・ワークの専門性に立脚した、調査とアセスメント、介入と援助の判断機能が重要となる。

【基本的事項】

[1]性的虐待事例における2段階の周辺調査とアセスメント

1) 通告を受理した直後の調査

通告は子どもからの被害の訴えによる場合と、子どもからの被害の訴えが含まれない場合がある。

子どもからの被害の訴えがない場合、情報内容によって、直接子どもに調査を行なうか、すぐには子どもに接触しないで周辺調査を優先するかの判断が必要となる。ただしいずれにして周辺調査は必須の作業であり、被害者への直接の調査とも並行して実施しなければならない。

◆子どもからの被害の訴えが無い通告 (2. [2] 4)、5)に当たる内容)

通告情報が子どもや当事者の否認によっても覆らないような客観的事実による場合や、子どもの身に危険が迫っていることが明らかな場合には、直ちに子どもの身柄の安全確保と直接接洽が必要である。

情報が曖昧でかつ、子どもからの被害の訴えが無い場合にはすぐに子どもに接洽するかどうか状況判断しなければならない。

いずれにしても、通告を受理した児童相談所は、養育状況全般の調査、虐待事実の有無、介入の必要性、緊急性を検討するための調査をしなければならない。子どもへの直接接洽が開始される場合には主担児童福祉司は子どもとの接洽にあたるので、それ以外の者が周辺調査に当たる。子どもへの直接接洽がすぐに開始されない場合には、主担児童福祉司を含めて周辺調査を行うが、状況によっては即座に子どもへの直接接洽を開始しなければならない事象も想定され、主担児童福祉司や子どもとの直接接洽を担当するかもしれないスタッフは情報収集しながらも子どもへの直接接洽にいつでも移れる態勢をとることが必要である。こうしたチームのコーディネートはチームリーダーの役割である。

初期調査は子どもが所属する集団(学校や保育所など)、あるいは市町村の児童福祉関係部署など調査先は限定されるが、通告者からの聞き取り情報を元に、周辺情報を調査する。子どもの属する集団(学校や保育所など)での子どもの被害の兆候や言動の変化、子どもの学力や友人関係を含む日常生活行動の状況、子どもが誰とどのように暮らしているのか、加害者を含む関係者、家族の生活状況をうかがわせるエピソード、市町村での相談歴・検診受診歴などについての情報などを速やかに集め、必要によっては、福祉事務所など関係機関を集めカンファレンスを行い、生活全般の状況の把握、虐待の可能性の有無、介入の必要性の有無を検討する。特に通告対象となった子どもと同性のきょうだいがいる場合、同様の被害を受けている可能性もあるため、十分に調査を行う。

◆子どもからの被害の訴えがある通告 (2. [2] 1)~3)に当たる内容に該当)

子どもからの被害の訴えがある場合には、速やかに子どもとの安全の確保と、子どもに対する初期被害確認調査を行うことになるが、その動きと平行して周辺調査を実施する。

関係機関への調査の際は、情報管理について、他の虐待と同様、徹底しておく必要があるが、特に性被害情報はセンシティブな情報であり、情報共有する関係機関の職員を限定するなど慎重な対応が必要である。

【基本的事項】

2) 子どもから何らかの被害確認を取った後の調査

子どもから何らかの被害確認があり、調査保護した場合は、不適切養育全般についての確認・把握と共に子どもの示した被害情報と照合できる周辺情報を把握できるかが重要課題となる。調査先は上記と同様に、限られるが、子どものこれまでの生活場面での様子、更なる被害の情報があるか、加害者や非加害者である保護者がどのような生活史と背景を持っているか、家族にDV問題歴は無いか、子どもを守れる人は誰であるのか等を調査・把握し、その後の対応に役立てる。特に被害開始時期の開示があった場合には、同時期の子どもの様子や行動像に変化や被害の兆候が見られなかったか、家族状況の変化が無かったかなどについて客観的情報が把握できるか調査する。

子どものことをよく知る担任などが人事異動などで現在の子どもの所属にいない場合や、子どもの進学や転居により被害開始時期の子どもの所属が現在の子どもの所属と変わっている場合も想定されるが、その際は、現在の子どもの所属の所属長(校長、園長など)を介して問題発生時の調査を実施するなど可能な範囲での情報収集を検討する。

この段階での調査については、子どもに対しても一定の調査状況を報告しておくことが重要となる。子どもにとっては自分の身に起こったことを誰がどのように感じ、知っているかを必要な範囲で子ども自身がわかっていることが、その後の支援においても重要となる。

子どもに初期被害調査を行ったが、子どもからは被害申告が無く、その他の状況からも調査保護とはならなかったような事案の場合、周辺調査は慎重を期す必要があるが、一定の周辺調査は継続的に必要である。極端な場合、最初の通告対応から数年が経過してから自己申告によってようやく発覚した性的虐待事案もある。調査は慎重かつ粘り強く続ける必要がある事案がある。

【基本的事項】

[2]きょうだい・親族への調査

1)同居家族への調査

被害を受けた子どもの同居家族、きょうだいへの調査は、潜在する被害の発見や、家族内で進行している問題全体、あるいは家族内葛藤などの把握のための重要な調査となる。

子どもの保護者以外の同居家族、特にきょうだいへの調査には、別な被害者、加害者が含まれている可能性も含めて慎重な調査が必要である。被害の疑いがきょうだいに及ぶ場合には、初期対応の一環として対象となるきょうだいの同時保護、全員への調査、被害調査面接の実施を検討する。きょうだいからの加害の疑いの場合には、被害者と加害者のどちらを優先的に保護下に置くか、また保護者による加害の場合と同様に加害についての事実確認の事情聴取を行う。

加害・被害に関与しないきょうだいへの調査については、非加害保護者の承認・協力の下で実施することが原則となる。この場合、きょうだいとしての保護者への感情や、知らされた事実へのショック、被害を受けたきょうだいへの思い等、様々な戸惑いや困惑、感情的な葛藤を扱うことになる。こうしたきょうだいへの対応においては、非加害保護者の協力が必要である。しかし、加害者との同居が続いているとか、家族間にDV問題や保護者の親との緊張・対立関係などが併存している場合には、きょうだいへの調査そのものが難しかったり、そのきょうだいへのサポートが保障されなかったりするなどの課題が発生しやすく、慎重な対応が必要である。

きょうだい以外の同居親族への対応についてもきょうだいと類似する課題があり、個々の状況に応じて慎重に対応する。

2)同居していない親族等への調査

同居していない親族等への調査については、子どもの親権者、加害・非加害の保護者の了解が得られない場合、接触することが困難となるが、子どもからの調査により、子どもが被害について話した親族がいると言っている場合等は、安全のための調査の一環として該当する親族に聞き取りを実施する。

子どもの親族からの調査は、被害確認上、あるいは子どもを含めた家族の生活状況や家族関係等を知る上で重要な情報となるが、調査対象となる親族と子どもの家族メンバーとの間に葛藤関係などがある場合も考慮して、調査は慎重に行う。

3)きょうだい・親族への調査が与える影響とその関わりの視点

きょうだい・親族への調査を実施するという事は、児童相談所が情報を聴取するだけに留まらず、逆に調査対象者に子どもの被害・加害に関する情報を与える結果を伴うことになる。

長期の援助過程、子どもの将来の人生経過を考えると、可能な限り、親族は真実の認識に立って対応することが望ましいことは明らかである。しかし同時に親族間であるが故に、冷静に現実を共有することの難しさもあり、様々な波及事態が生じることは防ぎ得ない。こうした状況全体を把握し、子どもにとってより適切な対応方策を考えることも児童相談所の役割である。

【基本的事項】

[3]法的対応への準備

調査内容の記録については、後の刑事事件化、家裁への申立て、あるいは警察による児童記録票差し押さえなどの可能性を念頭に置き、主観的表現と客観的事実の記載の混在を排除し、必要なことをわかりやすく記載する。また、記録の提出を求められた際に迅速に対応できるよう、ケース対応と平行して提出資料の作成を準備しておくことが望まれる。

また、調査対象者に対しては、後に刑事事件や家裁への申立てとなった際に調査内容を児童相談所から裁判所へ証拠提出する可能性があること、場合によっては調査対象者が法廷に出廷する可能性があることなどを事前に伝えておくことが原則である。しかし、このことにより、調査対象者からの情報提供が困難となることが想定される場合は、「調査内容の証拠提出については、その可能性を検討する際に改めて相談するが、現在は児童相談所に課せられている守秘義務の範囲での調査とする」と伝えるなどの対応をし、調査内容が不十分にならないよう配慮すると共に、調査に協力することによる調査対象者の葛藤には十分な配慮が必要である。

一時保護した子どもへの支援

生活場面での援助と非加害保護者との再接触の検討

【基本的事項】

13. 一時保護した後の子どもへの援助: 援助方針の検討・決定

性的虐待・家庭内性暴力では、子ども本人への心身への援助課題のアセスメントと併行して、子どもの安全を確保し、再被害を阻止するためには何が必要でどうすればよいか根本的課題である。性的虐待・家庭内性暴力問題では、常に被害者の「再被害の危険の排除」が基本的な安全確保の最低ラインとなる。この観点からは子どもの生活圏からの加害者の排除は基本原則である。もちろん加害を疑われる者の排除も同等に考えておくことが必要となる。

虐待における親子分離事案は一般的には家族再統合と呼ばれる、再同居を理想的目標とする家族関係、養育関係の修復と回復が図られることを原則とするが、性的虐待・家庭内性暴力事案に関しては、加害者の問題性が元々、子どもへの養育努力に属さず、子どもを搾取する性犯罪につながる動機が認められること、加害—被害の関係性の複雑さ、加害—被害関係の進行性の強さ、これまでも加害者の元に家庭復帰させた事例では極めて高い頻度での再発がみられていることなどから、加害者を含む家族への家庭復帰、再統合、家族関係の修復はあり得ないと考えられる。

被害を受けた子どもの生活圏内への加害者からの再接近の可能性がある限り、長期の分離が必要であり、基本的に施設入所が必要となる。親族に子どもの安全を委ねる場合には、長期に子どもの安全を守ることができるのか、家族・親族の誰が子どもの安全を守る絆と責任を維持する人物となるのかといった見立てが援助内容を定める重要事項となる。また、非加害保護者や子どもの家族と子どもの接点はどのように設定するのも重要な課題となる。

[1] 子どもの生活場面での安定と援助課題の見極め

一時保護以後の被害確認作業は概ね 1～3週間間に一区切りを迎える。子どもにとって強いストレスを強いる作業が与えた影響を見守ると共に、援助は次の段階: 被害事実調査結果に基づく以後の援助方針の検討段階に移る。

一時保護所での生活適応においては、概ね多くの子どもが、初頭緊張や過剰適応反応の時期を過ぎて、その子どもなりの集団適応の本来のスタイルを示し始める。以前の生活環境での課題や適応上の問題を持っていた子どもはその全体像、行動像を具体的に示すようになる。

子どもにとっての一時保護されたことの意味が、初期の緊張・混乱状態を過ぎていよいよ明確になる時期でもある。家族との今後の関係はどうなるのか、皆は自分のことを何と言っているのか、誰が何を知っているのか、これからの生活はどうなるのか、といった事柄について、子どもとよく話し合うことが必要である。

【基本的事項】

[2] 子どもと家族の接点 非加害保護者との接触

初期の事実調査が一応の完了をみると同時に、非加害保護者との再接触が課題となる。この時点で非加害保護者が事態をどのように受け止め、子どもとの関係をどうしていこうとするのかについては非加害保護者への援助関係の課題であるが、その経過を踏まえて子どもとの再接触を検討する。

非加害保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもとの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の基本要件である。

多くの非加害保護者が、性的虐待の事実関係に対する様々な態度とは別に一貫して子どもに会いたい意向を持っている。ただし援助側からみると、性的虐待事実を否認し、子どもの証言を事実誤認か誇張された被害観念、時にはウソの証言であると主張している場合と、子どもの証言にショックを受けて混乱している場合、ショックは受けているが、その事実を何とか理解し、子どもの立場から考えようとしている場合では子どもへの影響、意味が大きく異なる。

面会接触は子ども、非加害保護者へのサポート体制にも大きな影響を与える。子どもと非加害保護者の接触開始が子どもへの重要な支援の開始になることが望ましいが、現実には親子が決裂して子どもが家族からの離脱を決意せざるを得なくなることもある。面会の前後は特に双方のサポートが重要となる。

1) 非加害保護者が子どもの被害事実、子どもの証言に懐疑的・否定的である場合

児童相談所の援助方針と非加害保護者の意向がどの程度対立的か、感情的に冷静な対応が可能なのか、虐待加害者についての態度がどのような内容かによってあらかじめ子ども、非加害保護者両方の状態、意向、感情についての確認・評価を行う必要がある。その結果として、親子の接触が子どもの福祉と健康、安全に照らしてプラスなのかマイナスなのか判断しなければならない。

子どもにはまず、児童相談所の対応経過と検討している方針の選択肢、非加害保護者の動向を伝え、子どもの考え、感情の整理を援助・確認する。

非加害保護者にこの時点での児童相談所の援助方針、検討している選択肢の内容を示した上で、子どもの動向、意向を伝え、非加害保護者の意向、考えを聴く。子どもとの接触にあたっては、子どもの情緒的安定と福祉が最優先されることについて、その内容が非加害保護者と共有できるかどうか重要なポイントとなる。

【基本的事項】

子どもとの面会設定のための必要な条件設定としては、

- ① 子どもの状況:
 - a. 非加害保護者が虐待事実に対する不信表明、虐待加害者との和解、帰宅説得の意向を持っている場合、子どもは援助担当者とそのことで話し合え、それらを冷静に認識している。
 - b. 子どもが自ら、虐待の事実と、そのために虐待者の元には帰れないことを非加害保護者に伝えて伝えたいと望んでいる。
 - c. 臨床的にみて子どもの安全、情緒的な動揺はサポートできる。
- ② 非加害保護者の状況:
 - d. 子どもの主張を聴きたい、その場で子どもの主張を頭ごなしに否定したり、非難することはしないと約束できる。
 - e. 子どもの情緒的安定のために不適切と児童相談所が判断した場合にはその時点で面接の中断に従うと同意している。
 - f. 上記d. e. の約束が信頼できると判断される。

これらa～f の要件が成立している場合、面会は設定可能であると考えられる。

この場合、子ども、保護者双方に条件設定を提示し、双方がその内容に同意する場合に児童相談所立会の元で面会を設定することになるだろう。子どもの居場所が伏せられたままの場合、面会の場所を公的に管理された場所に設定し、かつ保護者側の追跡・探索を受けない保障が必要となる。

2) 非加害保護者が子どもの性的被害は信用しているが、保護者自身のショックが強い場合

非加害保護者が子どもの性的虐待の発覚を受け止めきれずに混乱している状態では、子どもの安全を保証する面会設定は困難である。非加害保護者へのサポートとしては、保護者の反応が、子どもへの感情的な非難や質問、すなわち「なぜ黙っていたのか」「どうしてもっと早く言わなかったのか」「私のことをどう思っているのか」等々の思いや怒りとなってわき出てくることが、保護者の感情としては自然な反応であること、しかしまた被害に遭った子どもにおいては、望まない事態に引きずり込まれ、心と体を支配され、侵害された事情があることを保護者に説明する。これについては別添の冊子及びそれを元に工夫された冊子等を渡して繰り返し確認できる補助的な情報提供も有効である。

保護者が事態をある程度冷静に考えられるようになり、自分の感情を一時的にも留保して、子どもの立場から事態を考えられるようになることが面会設定の基本要件である。そうした援助に保護者が反応できるようになった段階で面会を設定する。ただし、こうした状態の続いてきた保護者は子どもへの態度が変転しやすく、事態の基本的な受け止めが一定の方向性を持つまでに時間がかかることが多い。

3) 非加害保護者が子どもの性的虐待を受け止め、子どもの立場で考えようとしている場合

非加害保護者が子どもの性的虐待を事実と受け止め、何とか子どもの立場で考えようとしている場合には理想的には、非加害保護者がその後の子どもの支援者として対応してくれる可能性がある。引き続いて非加害保護者への支援は継続が必要だが、同時に子どもへの重要な支援者として非加害保護者と子どもの関係を支援していくことが重要である。

非加害保護者が子どもの支援者としてどの程度の役割を果たせるかは、非加害保護者が虐待者との関係をどうするのか、家族生活の見通しをどうするのかに関わる。この点で、虐待加害者への法的・社会的な独自の対応手法を持たない児童相談所は、刑事告発して加害者追及を行うか、それに子どもを巻き込むことが安全か等の課題に出会う。現時点では非加害保護者と子どもの絆をどのように守り、継続させられるかが児童相談所の課題の焦点である。

4) 保護者以外の親族と子どもの接触

しばしばこの段階で、保護者以外の親族、祖母やおばとの面会が話題となる。それは保護者側からの要請として提示される場合、祖母や親族当人からの要請として出てくる場合の両方がある。いずれにおいても子どもの将来に関する重要な人物の参加として、慎重に検討することが必要であり、親権者の意向確認を踏まえて対応することになる。

当事者の認識、知っていること、意見、立場、保護者との関係、虐待者との関係、子どもとのそれまでの関係等を評価し、また子どもの側の条件も評価して対応することになる。ただし結果的には保護者側の意向を伝える人物の登場となることが大半である。保護者の意向と異なる意見を持つ親族は、児童相談所と接触する段階では、子どもとの接触にはまだ慎重であることが多い。

【基本的事項】

5) 虐待加害者の動向

虐待加害者の動向は子どもの安全の判断にとって重要である。虐待加害者が表面上、子どもの生活圏から離れたように見えていても、いつでも接触できる可能性がある場合、子どもは安全とは言えない。

[3] 子どもへの援助課題、援助方針のアセスメント

子どもへの援助課題、援助方針のアセスメントには、社会調査、心理診断、行動観察、身体医学診察と精神医学診察等による医学診断、等の総合的な見立てが行われる。

子ども本人への援助課題の見極め等については従来の児童相談所の援助手法に属することなのでここではこれ以上は触れない。

子どものケア

子どもへの援助の基本的支援

【基本的事項】

14. 子どもへの援助の基本的視点

子どもに対するケアとしてもっとも重要なのは、子どもが安心できる環境を整えることであり、そのためには加害者と子どもを確実に分離できる環境を確保することが重要である。子ども本人も、周囲の人物もしばしば性暴力被害の侵害性、再発の危険性を過小評価しやすく、十分な統制が利かない環境に復帰することを計画しがちであることに注意しなければならない。子どもの元の生活環境からの加害者排除が充分でない場合には施設入所による生活の安定を図ることが最優先する。親権者がこれに十分な同意・協力姿勢を示さない場合には、迷わず子どもの分離保護を法第28条申立てによる公的な審査にかけることが望ましい。加害者排除の要件は以下の通りである。

◆子どもの生活環境からの加害者排除の基本的要件

- ① 加害者自身が子どもの生活環境から完全に立ち去っており、任意に戻る手段を持たないことが分かっている。
- ② 子どもの生活環境内に加害者を正当化させる、あるいは加害者の不在～存在を常時強く思い出させる刺激が排除されているかコントロールされている。
- ③ 子どもの被害について懐疑的であったり、被害を過小評価する、あるいは加害者を擁護したり子どもの被害告白を否定的に捉えている人物が生活圏に関与していない。またそうした人物が子どもに接近することをコントロールできる。
- ④ 子どもはいつでも自身の不安、葛藤、恐怖を表明でき、それを適切に受け止められる人間関係が保障されており、いつでも援助を得られる。
- ⑤ 子どもの身に何らかの安全上の問題や危険が生じた場合には直ぐに介入的な援助を含む公的なサービスに連絡し、その指示に従って対応できる体制が準備されている。
- ⑥ 子どもの生活環境が性的な問題以外の点でも子どもの最善の利益の観点から重大な問題を持っていないことが確認されている。
- ⑦ 上記の要件を具体的に保障し、子どもの安全に責任を負える人物が子どもと同居している。

子どもへの援助の重要事項は、安全な生活環境の確保と共に加害者ではない保護者が以後の人生において子どもを守れるようにその後の生活を組み立てることである。保護者が子どもの安全なサポートを行うことができない場合には、親族の中で子どもの支援者となり得る人物がいなか慎重に検討する。

こうした生活環境、対人関係上の整備の上で、子どもに適切な心理的ケアや精神的な治療と見守りを提供していくことが必要となる。また、その際には家族や施設における性規範やプライバシーに関する環境も整える必要がある。

【基本的事項】

[1] ト라우マ性の問題と治療・ケア

性的虐待がトラウマ性の体験となり、その後遺症と思われる症状や行動（PTSD、抑うつ症状、解離性障害、衝動性のコントロール不全、性化行動、性的逸脱行動など）が認められたり、告白・発覚の衝撃がトラウマ性の反応を引き起こしたりしている場合には、精神科のみたて、治療や心理的ケアが必要となる。急性反応への対応や、より長期に渡る性的虐待の影響を考慮したカウンセリングやプレイセラピー、あるいは必要に応じて薬物療法も必要となる。

子どもの後遺症的な問題は概ね以下のような広がりがある。

後遺症状としてみられる性的虐待・家庭内性暴力被害の影響、愛着障害とトラウマによる問題

- ・急性反応
- ・PTSD
- ・解離症状
- ・心身関連症状
- ・自殺・自己毀損傾向
- ・トラウマ性の性的行動
- ・不安・抑うつ・引きこもり
- ・軽躁状態
- ・攻撃性・暴力性の昂進
- ・退行現象
- ・反応性愛着障害によると説明される様々な行動
- ・ADHD様症状
- ・不眠・睡眠障害
- ・性的非行
- ・物質濫用
- ・ポスト・トラウマティック・プレイ関連行動
- ・強迫的裏切り行為 挑発行為
- ・性的虐待順応症候群症状(CSAAS: Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome)
- ・学習性の無力感
- ・ストックホルム症候群として知られるような加害者への受動的親和反応

【基本的事項】

[2] 低い自己イメージへの対処

性的虐待を経験した子どもが、自分が逃げなかったからこうした被害を受けてしまったのだとの考えや自分が加害者を性的行為に導いたのではないかという思い(子どもの保護者や関係者がそのように子どもに言っていることもある)からくる罪悪感、加害者が子どもを孤立した共犯関係に引きずり込むために使うメッセージ(お前は悪い子だ、性的にふしだらな子だ 等)の影響、自分さえしやべらなかつたら家族がこんなに大変なことにはなっていなかったのではないかという自責の念等から強い影響を受けることは避けられない。また、性的体験の結果、自分の身体が汚れてしまった、もう普通の体、普通の子どもには戻れないと感じている子どもも少なくない(身体イメージの修復については医学診察の項を参照)。さらに、自分には性的な存在としての価値しかないのだと考える子どももいる。こうした子どもの思いは、子どもの自己イメージを著しく低下させており、不適切な行動や後遺症状を導く可能性があり、適切な対応が必要となる。こうした子どもの考えや認知を丁寧に取り扱って、適応的な修正を目指すことが必要である。

[3] 性的行動の再現性への対応

性的被害を受けた子どもは、その後の生活で被害体験を反復する傾向がある。その再現には、過剰な性器いじりや年齢にふさわしくない性的発言・性的行動、解離性の性的行動、子どもの通常の性的発達から逸脱した性的遊びなどや、加害者となって自分の被害体験を他の子どもとの間で再現させる傾向、あるいは思春期以降に顕著になりやすい強迫的、あるいは冒険的な性的行動(性的非行に発展する場合を含む)など、さまざまなタイプがある。こうした再現性に対しては適切な制限(罰するのではなく冷静に行為を指摘・制限する)を行いつつ、そうした行動が過去の性的被害体験に由来している可能性があることを子どもに理解させ、更なる性的被害に結びつかないよう関わりを行う必要がある。

[4] 正常な性的発達を促進する

性的虐待を受けた子どもは、愛情と性的関心・性的衝動を混同したり、人と親密な関係を持つためには必ず性を媒介にする必要があると学習したりしている場合がある。また、被害を受けた少女は、自分が女性であったために被害を受けたのだと考え、自分の性を否定的に捉えてしまう、ないしは受け入れがたいと感じてしまう場合もある。男性の被害者の中には、強迫的な被害の反復や加害行為への移行によって、性行動そのものが大きく変わってしまう場合もある。

性的被害体験は本来の性的発達を不当に阻害してしまう危険性がある。子どものこうした認知や考えを取り上げ、自らの体験を検討することで、本来の自然で健康な性的発達を促進する必要がある。また、そのような関わりを通して、新たな被害に遭わないための心理教育的な関わりも必要になる。

【基本的事項】

[5] 子どもが抱く非加害保護者、家族、加害者への感情のサポートと長期の援助

多くの子どもが、保護者や家族に対して、性的虐待の有無を境界にした2つの感情に引き裂かれている。性的虐待を無視した、あるいはその虐待行為が起こるまでの期間においてそれぞれの保護者に抱いている感情や家族に対する態度・思いと、性的虐待を軸にしたときの加害者、非加害保護者、家族への感情は不連続な別のことであるか、中には相反、あるいは矛盾する状態にある。

さらにこれに、性的虐待発覚後のそれぞれの人が見せる反応と、事態の経過が付け加わる。しばしば、性的虐待の事実は近親者、祖父母などにはさらに秘密のままに推移し、子どもはそれらの重要人物に隠し事を抱えたまま行動しなければならなくなる。また性的虐待以前の基本的な家族の課題や本人の家族関係、ネグレクトやDV問題などが背景因子として働いてきた経過もしばしばみられる。

多くの子ども本人が最も気にするのは、非加害保護者との関係であり、非加害保護者の動向である。これには非加害保護者側へのサポートが重要であるが、同時に子どもの側の感情のサポート、矛盾し、混乱する様々な気持をそのままに受け止めるサポートが重要である。

加害者への依存度、愛着度が高かった子どもの場合、元々非加害保護者への期待が相対的に低く、加害者への期待が高かった経過があることが多い。こうした場合、加害者への肯定感情、愛着は本人にとっては正当性のある反応であり、そのことと被害を受けたことが子どもの中で矛盾し、なかなか統合されない状態となる。援助者は子どもの生きてきた経過、その都度に体験されてきた内容をよく理解し、矛盾する思いがあっても当然であること、子どもが残念ながら裏切られたことと、子どもが素朴に加害者に心を許し、愛情を抱いたことは共に意味のあることで、それを見抜けなかったことや、とっさに違った対応をとれなかったこと、未だにその矛盾が繋がらないことが、確かにストレスではあるが、そのことが本人の過ちや劣っていることにはならないことを伝え、支えることが必要である。

中には極端な敵意や怒りといった強い感情や興奮によって、本来は矛盾し、混沌とした葛藤状態にある心の状況を吹き飛ばして逃れ出ようとするような場合もある。心は静かに見つめることが必要であり、あらゆる矛盾や葛藤はそれぞれに訳があり、そのままに認めるところからしか解決は容易でないのが事実であるが、それを個々の子どもがいつから、どのように取り組むかはにわかに決め難く、一時的な激しい反応もまたそれなりの理由があるとの観点で、それが本人を危険に陥れたり、引き返せないような過剰反応、過剰適応にならないように見守ることが重要である。

臨床的には、一部の子どもの中に、実父からの被害に遭いながら「本当は加害者が実の親では無い」とか、継父や養父、知人の場合には、「愛情があったから、恋愛として二人の関係は成立したのだ」と半ば自らを無理やり思い込ませて精神的破綻を防いできたと告白する事例もある。しかし、こうした防衛では非加害保護者と自分の関係を大きく傷つけてしまう。いずれにしても、こうした防衛は断片化せざるを得ず、ここに精神内界の離断、解離が動員される理由がある。

【基本的事項】

明らかにトラウマと愛着をめぐる問題性をもつ子ども、解離や PTSD の症状をもつ子どもへのサポートには、精神科医、児童心理司、生活指導についての職員を含むチーム・アプローチが必要であり、長期のサポートを考えると民間専門機関への継続受診・通院の設定を検討することが必要である。

初めに述べたように、性暴力被害が子どもに与えるダメージは、子どもの加齢と性的成熟、認識の成熟に従って、理解の枠組みが更新され、そのたびに新たなダメージを発生させる危険性がある。それは生涯にわたる過程となる。重要なことはいかなる場合にも孤立してダメージを抱えないことである。本人の生活環境内に常にいつでも相談できる支援の窓口を、フォーマル、インフォーマルを問わず確保しておくことが課題となる。これ以上の詳細は他の文献等を参照されたい。

保護者への対応

加害を疑われる保護者への対応
非加害保護者への対応

【基本的事項】

15. 保護者対応、指導・ケア

[1] 性的虐待が疑われる保護者への対応と指導

加害者が性的虐待を行う背景には、その人の成育歴や現在の生活環境に由来する様々な状況因子、心理的要因が存在する。過去の被害的な性的体験や、自分の人生に肯定感が持てていない様々な要因、現在の生活状況に関する無力感など、トラウマ性の問題や自己有能感の危機の反動としての支配・攻撃衝動が子どもや弱者への様々な攻撃、性暴力加害を導くこともある。こうした理解からは、性的虐待者・性暴力加害者には、単なる刑罰としての処罰だけでなく、何らかの治療的な矯正教育無しには、その性的攻撃・不適切行動を容易には修正できないと考えられる。性暴力加害者の矯正治療・訓練は司法が扱う領域であり、児童相談所の担当領域ではないが、加害者に対する矯正・治療教育、およびその後のフォローアップ等は性暴力加害行為の再発防止上、重要な課題であるとみられる。ただし、現段階で様々な性暴力加害者に対して一貫して有効な矯正治療・訓練法は確立されていない。

加害者への対応で最も重要かつ困難なのは、性的虐待・性暴力加害を行ったという事実への直面化である。こうした直面化は、単に性的加害行為を認めるだけではなく、それが子どもにどのような影響をもたらしたのか(結果への直面)や、どうしてそうした行為に及んだのか(原因への直面)が含まれる。こうした直面化の作業は上記の司法における対応、矯正治療・訓練の扱う領域であり、いわゆる児童福祉上のケース・ワーク、ソーシャル・ワーク上の指導とは異なる。

一方で、数は少ないながら、性的虐待の被害事実を指摘した直後にそれを認め、自分がそのような行為に及んでしまった心理的な背景についても自己分析的に述べる性暴力加害者・虐待者も存在する。こうした虐待者の行動の中には『偽りの洞察』と呼ばれる、真の直面化への防衛や、子どもをとり戻すための方略であったりすることがあるので注意を要する。

児童福祉上、重要なことは子どもの安全の確保と再被害の阻止である。この観点からは、子どもの生活圏から加害者を確実に排除し、接近させないことが重要である。性暴力が進行性の暴力であること、加害-被害の関係性における被害者の無力化・受動性の高さからみて、加害者が関与できる環境への被害者の復帰はまずあり得ないことを基本的条件としなければならない。

児童相談所としては性暴力は子どもに深刻なダメージを与える重大な侵害行為・犯罪行使であり、例えその刑事訴訟法上の立証がなくとも、子どもが被害を訴え、それなりの蓋然性、危険性がある状況では、児童福祉法上は子どもの加害者の元への復帰は無いこと、保護者として子どもの安全に関する責任性において、加害行為の有無に関わらず、また当人の名誉・利害とは独立に、保護者は子どもの安全に責任があること、その意味からも二度と子どもに接近しようとせず、子どもへの侵害的脅威を与えることがないよう、強く指導・要請することが重要である。子どもの分離保護に親権者として同意を示さないか反対する場合には、法第28条申立てによって、裁判所の司法審査を関与させることが必要である。

【基本的事項】

性加害行為が明白である場合、また他の子どもへの加害行為や画像作成等、当の子どもへの性加害の疑いだけでなく、他児への加害行為や児童ポルノ法に抵触するような画像作成・流出行為等が認められる場合には、速やかに警察に通報し、司法上の対応を検討すべきである。画像の流出は単なる直接的な性暴力被害だけでなく、回収不能な深刻な被害を子どもに与える危険性があり、即座な警察の刑事捜査対応を検討する必要がある。

【基本的事項】

[2] 非加害保護者へのケアと子どもへの支援の方向づけ

非虐待者である保護者の心理的衝撃や揺れについては前述の通りである。こうした保護者が子どもの被害の事実を受け入れ、子どもを守ろうと決心する過程を支えることがケアにつながる。

初期の非虐待者である保護者支援の内容としては、①性的虐待とはどういうものか、②子どもを守るという選択は子どもの人生にとって非常にプラスの意味があり親にはその力がある、③性的虐待による子どもへの一般的な影響とそれから派生する問題への対処方法、④性的虐待は家族へも影響するので他の子どもへの配慮も必要になる、⑤親の力を発揮するには親自身のケアも必要である等である。これらは初期の接触の時点で何らかの冊子等の情報として、保護者に提供されることが望ましい。

一般的に、子どもの安全が確保され在宅処遇となる場合には、児童相談所との関わりはその時点で終了することが多く、子どもと非加害者である保護者への支援の意味からも、上記のような働きかけをすることが望ましい。また非虐待者である保護者が子どもを充分には守れない場合でも、叔(伯)母や祖母・きょうだい等重要な支援者(保護因子)になりうるため、その働きかけも必要である。その際、きょうだいの年齢によっては、起こっている出来事について理解できる範囲で説明する配慮が必要である。さらに再発を防ぐ意味からも虐待が発生した家族力動への働きかけも重要である。

法的対応に関すること

法第28条申立てや刑事告訴等に関すること

【基本的事項】

16. 児童福祉審議会、家裁への申立て 行政不服審査請求への対応等

保護者、親権者が子どもの一時保護に納得せず、行政不服審査請求を出すとか、子どもの施設入所に同意せず反対することから、児童福祉審議会への諮問を経て家庭裁判所に児童福祉法第28条の申立てをする等、いくつかの注目すべき法的手続きがある。ここではその他の事案での対応と共通する部分は述べない。また司法の観点からの概要については別冊資料「司法手続における子どもの供述」を参照されたい。

[1] 子どもの分離保護と加害者排除の必要性

性的虐待・家庭内性暴力問題では、性暴力の潜在的進行性の危険性の高さ、口止めや証拠隠滅の可能性の高さから、何よりもまず被害を訴えた子ども、被害が疑われる子どもの分離保護が緊急かつ必須の対応となる。介入的な突然の調査保護に対する保護者の違和感は強く、行政不服審査請求が提出される可能性があるが、調査保護の要件確認に照らして、一時保護の行政不服審査請求に対応する。この際、通告者を特定させ情報を与えないように注意する。

性加害行為の悪質性、侵害内容、継続する追跡の危険性等に照らして、性虐待の犯罪性が高いと判断される場合には、ためらわずあらゆる法的対応を検討して加害者の排除、訴追を検討すること。特に刑事証拠保全が優先されるような事態や児童ポルノ法に抵触する画像の存在、性犯罪行為など、緊急の警察対応の対象となるような事態を認知した場合には即座に警察に連絡して対応を協議すること。同時に子どもの付添を確実に確保して、被害者が受ける負担を最小限度にできるように配慮し、また捜査機関、司法機関にも子どもの負担を最小限になるよう配慮を求めること。可能なら子どもの付添、代理人として弁護士の協力を依頼する。

加害者がいるか、加害者が接近可能な環境へ子どもを復帰させたり、加害者の主張を否定せず、子どもの被害申告に懐疑的であったりする保護者や親族に子どもの安全を委ねないことも重要である。わが国では性的虐待被害児のパーマネンシー・プランニングにおける加害者排除の原則が法制度上明記されていないが、重大な問題である。

保護された子どもの被害状況が調査によって十分に疑われる場合には、基本的に加害者の関与できる生活圏に子どもを返すことは考えられない。加害者を含む、あるいは非加害保護者の子どもの安全確保についての同意・協力が不十分にしか確認されない場合には、直ちに法28条の申立ての検討準備に入る。加害者が親権者・養親である場合には親権喪失の申立てや養子縁組解消の申し立ても同時に検討を開始する等、子どもの受けたかもしれない、今後受けるかもしれない権利侵害状況に対して、あらゆる法的に正当な主張の準備に入ることが重要である。

【基本的事項】

【2】被害調査、被害(事実)確認面接の記録の扱いについて

法的手続きにおいて初期被害調査記録については一般的な相談経過と同等の扱いとして提出する。特別に主張しなければならない事態が含まれる場合には、面談の正確な記録を文書として提出することも検討する。ただしこの際には通告者を特定させる情報が含まれることが多く、その記録が家庭裁判所への申立て証拠資料として提出される場合には、その記録の扱い、通告者情報の守秘について厳重に注意して取り扱われるよう上申しておく。

被害(事実)確認面接については、子どもの被害の重要証拠としてその面接記録を証拠記録とすることが原則となる。ただし、子どもの発言内容に以後の保護者と子どもとの関係を害する危険性があると感じられる部分が含まれる時は記録の閲覧等に十分配慮されるよう裁判所に上申する。

また子どもの性被害事実聴取について、家裁の調査で重ねて子どもに被害聴取の調査を控えるように要請し、もし調査上どうしても聴くとしても最小限度となるよう配慮を求める。

17. 刑事事件としての取り扱い

わが国においても性的虐待を刑事事件として告訴したり告発したりする事例が増加してきている。性犯罪事件としては親告罪の範囲と暴行傷害や児童ポルノ法違反など通報や被害届だけで事件捜査着手になるもの、児童福祉法違反や青少年保護条例違反等、児童相談所の告発で事件化できるものなどがあり、事案対応を弁護士、警察とよく打ち合わせることが必要である。

こうした司法手続きが子どもに与える心理的負担の大きさ(事情聴取や実況見分、警察官調書や検察官調書作成のための繰り返しの事情聴取や、法廷への出廷証言、反対尋問など)を考えた場合には、どのようなことが今後予想されるかを子どもに十分理解させた上で子どもの意思と本当の願いをよく考慮し、その後の対応を慎重に決定する必要がある。^{*} 子どもによってはその心理的負担に耐え切れずに精神的に変調をきたしたり、被害の訴えを撤回したり、場合によっては自殺に及ぶ危険性すらある。

刑事事件として取り扱われることが、自分が悪いのではない、虐待者が間違っただけという子どもの理解を促進し、子どものエンパワメントにつながると考えられる場合には、「子どもの最善の利益」という子ども福祉の原則において、弁護士や警察や検察と、立件がかなう被害要件が揃うかどうかの事前協議を行って告訴や告発を行うことが望まれる。警察などに積極的に動いてもらうためには、虐待問題に詳しい弁護士の協力を得ることや、適切な面接に基づく専門家の意見書が有効に働く場合が少なくない。

刑事事件となった場合、日本では警察や検察官による詳細な事情聴取や実況見分、さらには裁判所での陳述など、子どもは辛く重い心理的負担を強いられ、結果が出るまでの長い期間を、耐えなければならないことになる。司法関係者により、書類提出やビデオリンクによる別室での裁判陳述など、様々な工夫で子どもの負担を軽減する取り組みも設定されているが、子どもには事前に、どのような過程を経ることになるのか十分説明し、虐待者や場合によっては家族と対決する苦しみを支えていくことが必要である。非虐待者である保護者が子どもを支えている場合は、子どもにとって大きな支えであり、両者へのサポート体制をしっかりととっていくことが必要である。

【基本的事項】

児童相談所が行った被害(事実)確認面接や医学診察の所見は、警察・検察が捜査として関与し、刑事証拠保全の手續きに従ったものでない限り、そのまま刑事訴訟法上の証拠とはならない。ただし、告発や事情聴取の際に提出資料として提供し、その内容に従って子どもへの事情聴取の負担を最小限にしてもらえるよう配慮を求めて上申することは出来るし、事案によっては一定の配慮はしてもらえる場合もある。

*) 大阪弁護士会子どもの権利委員会発行「あの人を訴えたい、と思ったら 決める前に知ってほしい手續きと流れ」 2009年改訂 などを参照

家庭内性暴力被害への対応

加害者が保護者・監護責任者以外の
きょうだいや親族・同居人の場合

【基本的事項】

18. きょうだい加害者の場合

加害者がきょうだいの事例は一定の割合発見・発覚しており、実際にはその他の性虐待同様、相当数が潜在しているものと見込まれる。

きょうだい加害者の場合、児童虐待防止法、厚生労働省の虐待分類上は、親のネグレクトとして計上される。ただし事案そのものは子どもの身に起こった性暴力被害として性的虐待事例への対応同様に扱う必要がある。

相談対応上は、加害者であるきょうだい未成年者の場合には、加害者についても、本人の非行問題として対応していく必要があり、加害者からの聴き取りや加害者の保護、対応も検討されなければならない。

また、非加害親(この場合は両親でありうる)への対応およびケアの原則についても、性的虐待事例に準じながら、個別事例の特性をふまえて対応する必要がある。これについては冊子「あなたへのメッセージ 親だからできること」も参考にして保護者にアプローチすること。

19. 保護者、きょうだい以外の加害者による家庭内性的虐待への対応について

加害者が保護者、きょうだい以外の親族等の同居人、およびそれに準じた人間関係が子供の生活環境内にあり、子どもとの関係を持っている人物である場合も、子どもの被害状況、発覚の経過、子どもの安全確保の要件に照らして、家庭内性暴力被害事案として性的虐待と同様に対応する必要がある。

子どもの安全確保、子どもからの被害の事情聴取、保護の判断、被害事実の立証・確認、周辺調査が概ね必要となり、性的虐待と同等の初期対応、調査保護介入の検討が必要である。

法的分類としては「性的虐待」と最終的にはならない事案であるが、児童虐待防止法第3条の趣旨に照らしても、こうした子どもの安全確保と被害状況への対応に、児童相談所として区別なく子どもの最善の利益を尊重する立場から対応しなければならないと考える。

他の相談対応中の被害発覚

別件相談、施設入所後の性暴力被害の発覚等について

【基本的事項】

20. 別件での施設入所後や他の相談対応中に発覚した性的虐待への対応

[1]他の相談対応中の性的虐待の発覚への対応

性的虐待以外の要件で児童福祉施設に入所した子どもが、施設入所以降の生活場面において、施設入所前や入所中の性暴力被害を、誰かに打ち明けたり、訴えたえたりすることがある。対応は子どもの被害を聴いた人物か、それを知った施設から児童相談所への通告によって開始される。

それまでに児童相談所や児童福祉施設が設定している子どもへの援助方針では、性的虐待や家庭内性暴力、その他の性暴力被害の対応は取り上げられておらず、その対応も特別には行われていないのが普通である。従って、事実発覚に応じて直ちに新たな課題として性的虐待相談についての対応を開始しなければならない。

[2]子どもからの被害告白への対応と被害告白の意味

子どもからの被害の打ち明けの相手は様々である。子どもの性的虐待被害の訴えが、施設職員や学校職員など、子どもの日常生活に関係する機関職員に到達した段階で、直ちに児童相談所への通告が行われ、子どもの安全確認と打ち明けられた被害についての事実確認など、性的虐待への通告対応が開始される必要がある。

当然のことながら、しばしば子どもの最初の告白は、被害の全てを明かしたものではない。とりわけ過去の被害を訴えた場合には、被害事実の慎重な確認調査が行われぬ限り、被害の再発や拡大の危険性は正しく評価できない。

初期の被害発生から時間が経過している場合、心的外傷性の性的行動が性的問題行動に発展している危険性や、PTSD問題や解離症状等による二次性の問題が発生している可能性も高い。子どもの告白は何らかの現在のストレス問題に起因する理由による可能性が高く、その状況調査、評価も重要である。

場合によっては非行事案での警察での事情聴取や、施設内外でのトラブルに関する事情聴取の場面で、性的虐待や性暴力による被害体験がいきなり告白される場合がある。それらの告白は一見したところ、目の前の出来事に関連性があっても無くても出現する。

子どもにとって元々性暴力被害についての内的なストレスが高い場合、しばしば内的なストレスを高めるような追及や事情聴取、あるいは感情の爆発、発散・解放の場面で、あるいは解離やPTSDによる侵入記憶のような経験が起こり、被害の様態が想起され、告白がなされる場合もある。子どもからの告白による性的虐待・性暴力被害の疑いについては通告受理時点での初期対応と同じ対応基準を適用する。

【基本的事項】

[3]子どもが施設入所中の場合の性的虐待の発覚対応

1)子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

通告を受理した児童相談所はまず、子どもの安全確認と安全確保の判断を行う。施設に入所中の子どもが目前に迫る帰省や外泊、面会の直前に家庭内の性暴力被害を疑わせる告白を行った場合には、直ちに初期被害調査を行うと共に必要なら子どもの帰省や外泊、面会を停止させる。

初期被害調査は一般通告の受理対応と同様、最初に子どもからの被害を聞いた人物から直接子どもが話した内容を確認することと、子どもから事情を聴くことを並行して行うことが必要となる。

この際、最初に子どもからの被害を聞いた人物からの事情聴取者は、子どもへの初期調査と同様、後の照会のためと、子どもからの被害確認を想定して、誘導や暗示による質問を避けることはもちろん、省略や要約を避け、できる限り子どもが最初に話した状況の言葉通りの再現的な確認を心掛けることが必要である。正確な子どもの発言や告白を聞いた人とのやりとりの把握は、子どもの告白内容の正確さや信頼性を評価する上で重要であるだけでなく、子どもの安全確保のために相談所が介入的な保護の対応をとるかどうかが判断する上でも重要である。

施設職員が子どもからの告白を聞いた場合はもちろん、施設職員以外の人物が子どもの告白を聞いた場合も、施設職員が通告のためにそれを最初の時点で聴取した後は、可能な限り児童相談所の職員が直接通告者にも事情聴取することを前提とし、繰り返して複数の人物が通告者から話を聞いたり、間接確認を繰り返したりしないように注意することも重要である。なぜなら、通常、こうした緊張に満ちた状況で、ショックの強い内容について非専門家が繰り返し話をすると、あらずじが形成され、省略や言い換えが混入して元の会話が確認できなくなる危険性が高いからである。

もちろん当の子どもに対しても何度も事情を聴くことは控えて児童相談所の聴取を待つ。児童相談所の子どもへの初期被害調査については原則的に一般通告受理時の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

2)施設入所中の子どもへの初期調査の評価と安全の確保

子どもからの告白が性的虐待被害を疑わせると判断された場合には、子どもの身柄の安全確保が重要な要件となる。子どもを施設にそのまま置いた状態で、虐待者を含む保護者への調査が行われたとしても、子どもの安全は確保できるのか、親権者や保護者、その他の家族から子どもへの一方的な接触、虐待者から子どもへの脅迫的なメッセージや接触の防止が十分にコントロールできるのか、親権者の施設入所同意は取り消される可能性があるのか等を踏まえて、場合によっては子どもの一時保護を検討する。

3)施設入所中の子どもの別件での援助途中での発覚対応の留意点

性的虐待以外の理由で施設に入所した子どもで、施設入所以後に性的虐待が発覚した場合については、以下の点に留意することが必要である。

場合によっては施設入所理由の再設定、施設入所措置についての親権者の同意も取り直しになる。施設入所に関する援助計画は修正ないしは立て直しをしなければならない。

【基本的事項】

① 子どもの告白への対応姿勢

施設入所の元の理由と経過にもよるが、子どもが性的虐待の被害について何らかの告白を行う場合には、現在の時点での子どものストレスや困った事態が作用していないか注意が必要である。子どもは現在の困った事態、すなわち、しばしば自他の利害やトラブルをそのまま告白するより、類似している、あるいは連想される過去の出来事について話し始める方が対応しやすい場合がある。また、加害者からの脅迫や別の要素で子どもと保護者や家族との間に葛藤がある場合、そのために話がより曖昧なまま内容が抑制されてしまうこともあり、それを聴いた職員がにわかに子どもの話を信用できないと感ずることがあるかもしれない。

明らかに何か別のことに実際の問題がありながら、その問題から注意を逸らすために、あるいは自己弁護として言い訳したい動機から、子どもが突然、過去の性的被害の話を持ち出すこともある。しかしそれでも、性的な何らかの被害体験が子どもの安全を損なってきたことには違いなく、無意識の防衛も含めて、子どもの被害告白は冷静に、正確に聴きとられることが必要である。事態を別な理由からコントロールしたり、視線を逸らそうとする子どもの意図があつたにしても、それは被害体験とは異なる次元での対応課題である。

② 性的な問題に関する現在の適応状態への注意

性暴力被害は、しばしば、被害児に PTSD 症状や心的外傷性の性化行動を引き起こす。施設生活では当人以外にも性的な適応に問題を抱えた子どもがいる場合が多く、性的な加害行為をする子どももいる。こうした様々な子どもたちの動きの中で、性的な過敏性を抱えた子ども同志が互いを意識したり、トラブルに巻き込み合ってしまったりはしばしば認められる。無意識的、意識的両方の次元で性的な緊張感や興奮が潜在的に強まると、しばしば性暴力被害記憶や PTSD 症状が活性化することがある。従って現在の状況下とは時間も場所も関係しない性的被害の告白がなされた場合にも、それを導く刺激となった現在の状況に注意を払うことが必要である。子ども自身はこうした状況刺激を無意識的に受け取っており、意識的にはそのことに気づいていない場合も多く、本人だけでなく周囲の人間の目、気づきが重要となることも多い。

③ 反応性の問題行動や情緒的不穏への配慮

性的虐待被害について告白し、さらに被害確認面接を受けた子どもは、それまで抑圧していたり、意識の外に追いやっていたりした記憶や感情の急激な意識化に遭遇して、情緒的なバランスを崩しやすい。時には強い自責、自暴自棄や怒りの感情に見舞われて不穏状態に陥ることがある。自傷行為の活性化も生じやすい。誰か、事情の分かっている人物がしばらく意識的に子どもによりそってサポートを心掛けると共に、反応が急激な場合には精神科医療の関与と判断が必要である。

④ 情報管理と周囲の子ども集団への配慮

当人の問題が援助設定に急激な変化を起こす場合(たとえば面会や帰省の中止など)、周囲の子どもへの波及をコントロールすることが必要である。とりわけ、性的な緊張関係がすでに生じているような場合とか、別な問題で対人的なトラブルが進行中のような場合には注意が必要である。もし、そうした直接的な問題が無くても、本人が周囲の子どもに被害の告白を繰り返してしまうとか、誰かが本人の異変を感じて、執拗にどうしたのか、何があつたのかと聞きだそうとするなどの反応を抑えることが必要な場合もある。集団生活においては、何らかの不穏な緊張感やストレスの発生は、しばしば子ども一人一人、また子ども集団の中に潜在

【基本的事項】

するストレスや不安、不満感情を増幅させ、それらを明るみに引き出す契機となる。些細な刺激であるにもかかわらず、それに強く反応する子どもがいるとすれば、援助者は元の問題とは別に、反応を示している側の子どもの本人の潜在的な課題に焦点を当てた対応を検討すべきである。

情報管理は常に重要である。当の子どもに対しても、誰が全てを知っているのか、何か気がかりなことが生じたら、誰に話をすればよいのか、どのように示せば配慮された話し合える場所を設定してもらえるのか、明確にしておき、当人に知らせておくこと。

その他、発覚や調査に関する配慮事項は、一時保護所での対応の項を参照。

⑤ 家族関係の洗い直しと対応枠組みの刷新

性的虐待が潜在していた家族関係は、それが判明した時点で、全面的に見直しをかけなければならない。被害者、加害者、非加害者を軸とした家族の力動関係の理解と対応が、事後の援助課題として重要となる。また非加害親が受けるショックや立ち直りへの支援、被害児童と家族の絆への援助、とりわけ非加害親から子どもへのサポートの確保などが新たな重要な課題となる。

加害行為が親族間に存在する場合、最初に告白された加害者だけでなく、第二、第三の加害者が親族や家族と親しい人の間に潜んでいる可能性がある。誰が子どもの本当の安全の保証者かは慎重に見極めなければならない。というのも、例えば叔母が最も本人が信頼を寄せ、愛着を示す人物だったとしても、その叔母の家族(たとえば叔母の夫やその子どもたち)の中に加害者が潜んでいる可能性がある。残念ながら、親族間にひとつの近親姦が生じている一族には類似の事象が複数潜在している可能性を疑ってみることが臨床上のルールである。

もしも子どもの祖父母やその他の親族が子どもにとって重要なサポートの提供者であった場合、その人たちに事態をどのように伝えるかも重要な課題である。親族間に子どもへの加害者が存在するということは、その家族や親族にとって重大なストレスとダメージを与える。よくみられる反応の中には、「本当にそんなことがあったのか簡単には信じない方がよさそうだ」「何をいまさら・・・」といった、事実を告白した子どもに対する不信感や批判が起こることも少なくない。しかも、それらの反応は児童相談所には通常隠される。関係者の受け止めについては、時間を置いた複数回の直接接触で、オープンに尋ね、ありのまま受け止める姿勢がこちら側に無ければ明かされないことが多い。

子どもの安全確保と家族・親族関係はこうした各メンバーへの情報の共有状態とそれについての反応をみきわめつつ進めることが必要である。しばしば子どもはそうした親族や家族の反応を予想できない。やっと封じられた沈黙を破って真実を告白し、周りのみんなも真実を知って少なくとも自分のことは分かっていると期待している場合、周りの不信感や困惑による不快感の表明に出会って、ショックを受けることも往々にしてみられる。これは悪くすると加害者の威嚇やのろいの実現となる。トラウマ性の問題を抱えている被害者にとっては、そうした事態は自己破壊的な衝動や埋め込まれた自己否定を強化する危険性が高いので注意を要する。

【基本的事項】

親族や家族の子どもに対する態度は十分に慎重な調査によって確認しておくことが必要である。その上で誰をキーパーソンとすれば、安全な子どもの親族関係を保証できるか検討しなければならない。場合によっては慎重に統制管理された接点でしか、親族との接点を保証できないとか、誰とも当分の間は接触できない場合もあり得る。それまでの親族関係がスムーズに進んでいた場合、この落差は急激な変化であり、子どもにとっても施設にとっても強いストレスとなるので、それなりの対応の覚悟が必要である。

[4]子どもが在宅の場合の性的虐待の途中発覚について

1) 在宅の途中発覚の場合の子どもの安全確認・確保と被害告白の事実確認

子どもが在宅で、心理検査や面接場面で性的虐待被害をうかがわせる発言を行った場合、それを聞いた面接者は直ちに被害の告白を聞いた通告者と同様の対応をとらなければならない。保護者が同行している場合には、子どもの身柄の安全確保と保護者対応も直ちに検討しなければならない。

児童相談所職員が子どもの告白を直接、聞いた場合には、その職員が、事後の継続的な対応上の役割として、また子どもから正確な話を聞き取る上で、そのまま子どもからの告白を確認するのに十分な場合には、改めて子どもから被害調査面接をする必要は無い。しかし、子どもの告白がまだ曖昧なままであったり、告白を最初に聞いた者が事後の対応上全く別な役割をとる人物であったり、あるいは非常勤の職員等で事後の対応において常時その任に当たれない人物であったりする場合には、改めて初期被害調査面接を設定することが必要な場合もある。

とりわけ、子どもの被害告白を治療指導場面の中で聞いた場合には、その担当者がそのまま被害調査や被害確認を行うことは厳禁である。治療者としての子どもへの対応は、原則的に子どもの自発的なあらゆる表現をファンタジーも含めて受容・共感的に聞き取り、支持的に反応することがルールとなる。また子どもの精神的安全の保障が全てに優先する。これは客観的な事実確認を最優先し、子どもの発言を吟味評価し、子どもの意向に反する場合にも子どもの安全確保の判断をしなければならない被害調査や被害確認の原則とは全く一致しない。もしも子どもの治療者が、治療場面での告白を被害調査や被害確認面接として扱ったら、その時点で子どもとの治療関係は回復不能な壊滅的ダメージを避けられないだろう。

子どもの治療者がしなければならないのは誠実な通告者になることであり、子どもの被害の告白を聞いた段階で、治療をいったん中断し、その場所がプレイルームなら、いったん部屋を移動してから子どもの被害告白を確認し、子どもを落ち着かせ、子どもに対して、あなたが今、しなければならないのは、あなたの安全についての専門家とあなたが話し合うことである、治療者は今すぐに専門家に連絡を取り、面接をしてもらえようように手配する。治療者は今後とも子どもをサポートする、とはっきり告げ、行動しなければならない。

子どもが在宅の場合には、子どもの安全の確保が直ちに課題になるため、緊急の対応が必要である。

子どもへの初期被害調査については原則的に、5. の初期被害調査面接と同じ対応を行う。

【基本的事項】

2) 在宅の途中発覚の場合の子どもの初期調査の評価と安全の確保

子どもが在宅状態で性的虐待の告白があった場合には、性的虐待の通告対応と同様の子どもの安全についての判断と対応が必要となる。検査や治療で保護者が子どもに同行していた場合には、直ちにその場で子どもの身柄の確保による調査と一時保護の判断、もし一時保護する場合には子どもへの説得・説明と保護者への告知が必要となる。保護者が怒って子どもに無理に接触しようとしたり、とりあえず連れて帰ろうとしたりするなどの動きを制止しなければならない事態も想定される。

その後の子どもの安全確保と保護者対応は一般的な通告受理からの初期対応と同様のシナリオになる。

3) 別件で相談中の在宅の子どもの援助途中に性的虐待の発覚があった場合の留意点

基本的には性的虐待での通告対応から始まる援助課題を原則とする。それまでの設定が全く通用しなくなるような体制の立て直しが必要となる場合には、児童相談所側の対応チームの体制も立て直しが必要となる。特に虐待相談以外の相談対応中に虐待問題が発生・発覚した場合に児童相談所側の対応体制も大きく変えなければならない事態に見舞われるが、性的虐待においては、担当者の設定で加害者の性を避けるとか、被害確認面接を行う担当者は他の相談対応に関与しない者をあてるなどの点で、対応チームの編成において、所を挙げての協力と工夫が必要となる。

子どもが施設に入所しておらず、在宅の状態で性的虐待以外の相談として児童相談所に相談来所していて、その相談の途上で性的虐待被害を告白する場合がある。心理検査や面接場面、さらには治療面接や遊戯療法中に性的虐待被害やそれを疑わせるような何らかの告白があった場合、児童相談所は直ちに性的虐待を通告受理した時と同じ対応を開始しなければならない。